

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成21年3月23日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成21年3月23日 月曜日
開 会 午前11時3分
散 会 午後5時2分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第132号、同第167号、同第204号、陳情第3号、第4号、第14号、第21号、第25号、第30号、第31号、第42号、第46号及び第47号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対立の樹立（普天間飛行場燃料流出事故について）
- 3 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君

委員 山内末子さん
委員 新垣清涼君
委員 玉城満君
委員 玉城義和君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原昭君
基地防災統括監	平良宗秀君
基地対策課長	又吉進君
文化環境部環境企画統括監	友利弘一君
教育庁文化課長	千木良芳範君
警察本部刑事部長	日高清晴君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外17件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、文化環境部環境企画統括監、教育庁文化課長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外17件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ、説明をお願いいたします。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は継続1件、陳情は継続8件、新規10件となっております。それでは処理概要を御説明いたします。

まず、継続審議となっている請願及び陳情9件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更はございませんので説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の20ページをお開きください。

陳情第3号金武町字伊芸区流弾事件に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県は今回の銃弾事案に対し米軍による調査の内容等について、より詳細な説明を求めているところではありますが、米軍の演習によるものであった場合には演習の中止を含め、訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。

次に、21ページをお開きください。

陳情第4号米軍所属セスナ機C172墜落事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 事故原因を早急に究明し、速やかに公表することにつきましては、事故原因については第18任務支援軍司令官から12月12日に説明があり、操縦士の不適切な燃料計画と誤った判断のため燃料不足に陥った旨が公表されております。

2 嘉手納エアロクラブ所属セスナ機の住民地域上空での飛行を禁止することにつきましては、嘉手納基地渉外部によると、10月24日の事故後からエアロクラブ所属の飛行機は飛行を停止していましたが、新たに作成した安全措置等に基づき、12月26日から2月7日にかけて、教官操縦士から順次飛行を再開するとのことであります。

3 日米地位協定の抜本的な見直しを行うことにつきましては、県は基地の外における米軍の財産につき、日本国の当局が搜索、差し押さえまたは検証を行う権利等を行行使する旨を日米地位協定に明記すること、あわせて基地の外における事故現場等の必要な統制は、日本国の当局の主導のもとに行われる旨を明記すること等について、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通じて、日米両政府に要請しているところであり

次に、23ページをお開きください。

陳情第14号米軍セスナ機墜落事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 事故原因を早急に究明し、速やかに公表すること。2 嘉手納エアロクラブ所属セスナ機の住民地域上空での飛行を禁止すること。4 日米地位協定の抜本的な見直しを行うことにつきましては、処理概要が陳情第4号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3 地域住民へ与えた損害等については、誠意を持って対応することにつきましては、沖縄防衛局によると、昨年11月に地元と合同調査を行い、被害範囲をさとうきび畑3300平米、芋畑約400平米と確認し、土壌調査に要した費用も含め、12月下旬に現地米軍及び防衛本省に損害賠償請求の関係書類を提出しており、現在日米間で調整中とのことであります。

次に、25ページをお開きください。

陳情第21号金武町伊芸区流弾の全容解明に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

今回の事案について、県警察の鑑定結果は、米軍のM33ボール50口径普通弾の弾芯と同種のものであるとのことでありますが、米軍は発見された銃弾は海兵隊の最近の訓練とは直接的な関係がないと発表しております。米軍においては、周辺住民に大きな不安を与えていることから、どのような調査を経て、そのような結論に至ったのかなど、詳細な調査内容を説明すべきものと考えております。

次に、26ページをお開きください。

陳情第25号F22A ラプターF16戦闘機等外来機の飛行訓練に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

F22A ラプター及びF16戦闘機の訓練を即時中止すること。2 同機を嘉手納基地から即時撤去することにつきましては、県はこれまで一貫して嘉手納飛行場の運用改善を求めてきたところであります。県としては、今般のF22戦闘機やF16戦闘機の展開が地域住民に著しい影響を及ぼすことがあってはならず、米軍及び日米両政府は目に見える形での、負担軽減が図られるよう航空機騒音規制措置の趣旨を徹底するなど、あらゆる方策を講じるべきであると考えております。

3 深夜及び未明の離陸を禁止すること。4 騒音防止協定の例外運用協定ただし書きを廃止することにつきましては、県はこれまで嘉手納飛行場周辺の航空騒音の軽減を図るため、関係市町村と連携しながら基地周辺地域における騒音測定を継続して実施するとともに、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や

渉外関係主要都道県知事連絡協議会等を通じ、日米両政府に対し航空機騒音規制措置の厳格な運用等の騒音軽減措置を求めてきたところであります。

しかしながら、嘉手納飛行場の周辺地域においては依然として環境基準を超える騒音が発生しており、また深夜・早朝の航空機の離着陸は周辺住民の生活に著しい影響を与えており、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあると考えております。県は毎年度、航空機騒音測定結果に基づき、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用と同規制措置の運用状況を周辺市町村等へ報告すること等を求めているところであります。県としては今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し航空機騒音措置の趣旨を徹底し深夜・早朝の飛行を回避するなど、航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、27ページをお開きください。

陳情第30号金武町伊芸区流弾の全容解明に関する陳情につきましては、処理概要が陳情第3号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、29ページをお開きください。

陳情第31号米軍演習被弾事件に関する陳情につきましては、処理概要が陳情第3号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、30ページをお開きください。

陳情第42号在沖米海兵隊のグアム移転に関する協定に反対し、基地の無条件撤去に向けた日米両政府の協議を要求する意見書の採択を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定を国会で承認しないこと。2 普天間基地を初めとする在沖米軍基地の無条件撤去に向けて、日米両政府が協議をやり直すことにつきましては、在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定は日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認し、在沖米海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みを定めるために締結したとのことあります。県としては、当該協定により在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものと考えております。

次に、31ページをお開きください。

陳情第46号米軍再編協定在沖米海兵隊のグアム移転に関する協定に反対する意見書の採択を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県としては早期に解決しなければならない問題であると認識しております。県としては在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが普天間飛行場の危険性を一日も早く

除去するための現実的な選択肢であると考えております。在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定は、日米両政府が在日米軍再編に関する合意を再確認し、在沖米海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みを定めるために締結したとのことであり、県としては当該協定により在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えております。

次に、32ページをお開きください。

陳情第47号嘉手納基地の爆音被害に関する陳情につきまして処理概要を御説明いたします。

1 騒音防止協定を遵守すること、2 市街地上空での飛行訓練を禁止することにつきましては、県はこれまで嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の軽減を図るため、関係市町村と連携しながら基地周辺地域における騒音測定を継続して実施するとともに、住宅地上空の旋回飛行訓練の中止等について、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会などを通じ、日米両政府に対し航空機騒音規制措置の厳格な運用等の騒音軽減措置を求めてきたところであり、県としては、今後とも関係機関と連携を図りながらあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し航空機騒音措置の趣旨を徹底し、深夜・早朝の飛行を回避するなど航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

3 外来機の嘉手納基地での自由使用を抑制することにつきましては、県としては外来機、常駐機の別にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、訓練の安全管理等には万全を期し県民の生命生活及び財産に配慮すべきであると考えております。

4 コンター見直し作業について、住民の意思の反映された見直し作業を行い、その進捗状況を説明することにつきましては、沖縄防衛局によると嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事助成対象区域、第一種区域を見直すための調査については専門家に委託して実施され、沖縄防衛局が設置した常時測定の14地点に加え、飛行コースや飛行高度等を考慮し、関係市町村の意見を聴取して選定された41地点において、専門的、科学的手法を用いて調査・検討しているとのことであり、なお、進捗については米軍再編に伴う一部訓練移転の影響もあることから、引き続き調査を行うとのことであり、

5 アメリカ独立記念日の嘉手納基地での曲芸飛行に対し、反対要請を行うことにつきましては、アメリカ独立記念日に嘉手納飛行場において曲芸飛行が実施されるとは承知しておりません。

6 嘉手納ラプコンを早期に返還することにつきましては、嘉手納飛行場及び那覇空港等の進入管制業務、いわゆる嘉手納ラプコンの返還については、平成

16年12月に開催された日米合同委員会において具体的計画が合意され、おおむね3年後の空域の移管を目指しておりました。しかし、日本側が航空管制官の訓練の進捗が当初予定よりおくれていることにより、平成20年1月の日米合同委員会において平成21年度末に移管を完了することが合意されたところであります。

7判決の内容につきましては、県としても今回の訴訟に大きな関心を持って見守ってまいりましたが、他の騒音訴訟と同様に損害賠償請求の範囲がW値75以上となるなど、原告の主張の一部を認める判決になっております。県としてはこの判決を踏まえ、日米両政府は嘉手納飛行場の騒音の軽減等に努めるべきであると考えております。

知事公室の所管に係る請願1件及び陳情18件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願います。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については前定例会以降の新しい事実についてのみ、説明をお願いいたします。

友利弘一文化環境部環境企画統括監。

○**友利弘一文化環境部環境企画統括監** それでは、文化環境部関連の請願及び陳情につきまして、御説明をいたします。

初めに、文化環境部関連の新規の請願及び陳情はございません。継続審議となっております、3ページの請願平成20年第1号、11ページの陳情平成20年第89号、16ページの陳情平成20年第132号、19ページの陳情平成20年第204号につきましては、処理方針に変更はありませんので説明を省略させていただきます。

以上、文化環境部に係る請願及び陳情の処理方針について御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願います。

○**渡嘉敷喜代子委員長** 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

千木良芳範教育庁文化課長。

○千木良芳範教育庁文化課長 教育委員会所管の請願及び陳情につきまして、その処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管に係る請願は継続が1件、陳情も継続1件となっております。それでは資料の7ページをお開きください。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願の記の6につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

次に、12ページをよろしく願いいたします。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設(新基地)建設事業に係るアセス手続及び「環境現況調査」並びにキャンプ・シュワブ内における「造成」工事等に関する陳情の記の5につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

以上、教育委員会所管の請願及び陳情につきましては処理概要に変更はございませんので、御審議のほど、よろしく願いしたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

日高清晴刑事部長。

○日高清晴刑事部長 公安委員会関係の陳情案件について御説明いたします。

まず公安委員会関係の陳情案件となっております陳情は、陳情第4号及び陳情第14号米軍所属セスナ機(C172)墜落事故に関する陳情についての処理方針につきましては、県警察は本年3月9日、那覇地方検察庁へ事故機のパイロットを、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、航空法違反で事件送致しております。

次に、陳情第30号金武町伊芸区流弾の全容解明に関する陳情についての処理方針につきましては、県警察では押収した弾丸ような物の鑑定を進めるとともに、発生現場が米軍演習場の近くに所在することから、米軍の演習に伴う流弾の可能性も否定できないとの判断のもと、米軍当局に対し照会を行ってきたところであります。なお、弾頭ような物の鑑定結果につきましては米軍当局から提供を受けた複数の弾丸との比較鑑定を行った結果、M33BALL50口径普通弾の弾身と同種の物であるとの鑑定結果に至っております。県警察では本件の真相解明に向け所要の捜査を進めるとともに、引き続き米軍当局に対して情報の提供を求めていく方針でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

これより、請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第47号に関連してですけれども、一連の嘉手納飛行場の関係の陳情からいたしますと一陳情第25号もそうですけど一負担の軽減と言ってきたけども実質的には負担の軽減になってないというような指摘がありますけれど、それはどうしてでしょうかね。

○上原昭知事公室長 嘉手納飛行場から県外での訓練等が実施されているわけですがそれにもかかわらず外来機等が飛んできて訓練を実施していると、そういうことで実質的な負担の軽減には至ってないというものと理解しております。

○前田政明委員 これは本土各地では沖縄の負担の軽減という事を理由にして移設を図っているわけですよ。そうすると実質的にはそういう政府の理由が成り立たないと思うんですけれども、どんなですか。

○上原昭知事公室長 嘉手納基地所属の飛行部隊の訓練はその期間中においては軽減されているんじゃないかなと思います。

○前田政明委員 だから米軍再編の一環としてパック3の配備だとかそれからさまざまな流れがありますよね。そうすると米軍再編というのは沖縄県民の負担の軽減をするんだと、特に嘉手納飛行場がそうなんだということで新田原飛行場とかその他の所に移転を強要する場合に、沖縄県民がこんなにひどいんだからそれを肩がわりをする必要があるんじゃないかというようなことを理由にしてね、自衛隊基地の本土の基地に訓練をやっているわけでしょ。だからそういう面では結局その嘉手納飛行場というのは、アメリカの世界戦略の重要な基地になっていて嘉手納飛行場の所属する部隊が本土で自衛隊その他と訓練して

る、練度を高めると。そうしたらその間よその外来機がきて訓練していると。これはおかしいと思いませんか。

○上原昭知事公室長 やはり外来機が飛んできて、特にF22戦闘機は3カ月ほどいたわけですけれども、そういう意味では基地周辺の住民に対する負担増につながるものであるということはやはり自粛すべきだと考えております。

○前田政明委員 この陳情第25号のF22Aラプター戦闘機、F16戦闘機、外来機の飛来訓練に関する陳情がありますが、これF22Aラプターとね、自衛隊機が共同訓練してるでしょう。

○上原昭知事公室長 3月の13日から19日の間で、米軍のF22Aラプター戦闘機と航空自衛隊のF15戦闘機が共同訓練を行っております。

○前田政明委員 F15戦闘機はF4戦闘機と比べて飛行距離が倍と。4000キロメートルを超えると。それから旅団化で結局F4戦闘機にかわってF15戦闘機が配備完了していると、那覇基地は。そして大型給油機も駐機できるような体制にきているということからすると、これは沖縄の嘉手納飛行場の部隊は本土の自衛隊基地に行って、そこで共同訓練をします。また嘉手納飛行場はその間あいてF22Aラプター戦闘機という極めて高性能のステルス、そしてF15戦闘機の百里基地から移ってきた自衛隊の最新鋭部隊が訓練をします。こうすると、米軍再編というのは米軍と自衛隊が一体になって訓練をする、そのための色彩が非常に強いという感じがして、結局ここに書いてありますよね、この陳情第25号の中に「これらのことは、米軍再編でうたった住民の「負担軽減」を図るところか、嘉手納基地の機能を一層強化するものであり、常駐配備への地ならしと断ぜざるを得ず」と、絶対容認できないと。この認識はやっぱりお互い共感できるんじゃないですか。どうですか。

○上原昭知事公室長 期間限定で外来機が来ておりますので、常駐配備への地ならしにつながるかどうかについては承知しておりません。

○前田政明委員 だからこれ前も何度も聞いていますが、結局は嘉手納基地は負担が軽減されていなくて実質的には非常に多目的な利用がされて、嘉手納町住民にとってみたら軽減どころか過大な負担になっているということは県も認識は一致できるんですか。

○上原昭知事公室長 その間について、騒音がかなり多くなって負担の増につながっていることは、そういうふうに認識しております。

○前田政明委員 以前、嘉手納町議会議員だった人がおられますから、後で胸に突き刺さるような爆音というのが、僕は非常に何とというか、今の嘉手納町の皆さんの思いを表現しているなあと思っているんですけど、これね、ここに書いてあるF22Aラプター戦闘機及びF16戦闘機の訓練を即時中止することとか、ここに書いている嘉手納町議会の陳情要請というのは僕はもう当然だなあと思うんだけど、県はこの4項目については理解できるという認識でいいんですか。

○上原昭知事公室長 この4の例外運用規定については例外運用規定かどうかは若干疑問ではありますが、そういう訓練の中止であるとか深夜及び未明の離陸の禁止等については同様な認識を持っております。

○前田政明委員 ただしというのは、米軍の都合によって結局米軍の作戦上とかいろいろな理由にして何でもできると。これは軍事機密とか、そういう意味では日米安全保障条約の基地を提供しているこの基地の使い方については、基本的に何も物は言えないという枠の中で縛られていると理解していいんですか。

○上原昭知事公室長 この件については、騒音の防止、航空機騒音の規制措置の中で深夜・夜間の訓練を自粛するように規定されているわけですけども、ただしそう言いながらも夜の10時以降11時くらいまで日常的に訓練が行われているということであり、やはりそれについてはきちんと措置を遵守するよう求めているところでありますので、これは地域・市町村からも強い要望が出ておりますので県としても同様に遵守を強く求めているところであります。

○前田政明委員 きょうの新聞の報道でしたかね、嘉手納町長が米軍側と使用協定を含めていろいろ努力していると、しかし反応が全くないというような報道がありましたけれども、結局これは日米安全保障条約という壁がある中では、そういう面での市町村なりの自治体の長が住民の安全それから安心、本当に平穏な生活をするということを求める思いで、使用協定とかそういうことを結ぼうとするそれなりの思いがあると思うんですけど、こういうのは実質的には今

の仕組みの中では皆さんとしては、嘉手納町長の立場の支援をして具体的に進めるという立場ですか。

○上原昭知事公室長 基本的には嘉手納町が使用協定を求めるということであれば、それは当然県としても支援をしていく必要があると思っております。

○前田政明委員 私はきっぱりとね、日米両政府に対して少なくとも負担軽減とは違うんじゃないかと。パック3からそれから外来機が来ようと何が来ようと軍事基地として米軍が使っていることには違わないわけで、そういう面ではこれはやはりこの現状は違うんじゃないかと。これは少なくともそういう立場でですね、しっかりと僕はこの新たな騒音や基地の訓練の強化になることに対しては、きっぱりとこれはやるべきではないというような形のものを、やはり知事が突きつけるということが僕は大変大事だと思うんですけど、そこはどうか。

○上原昭知事公室長 これまでも何度も深夜あるいは早朝の離陸を含め、航空機騒音の軽減については機会があるたびに知事としても要請を行っているわけでございまして、その件に関しては今後ともあらゆる機会を通じてそのような要請を行っていきたいと考えております。

○前田政明委員 嘉手納飛行場の問題は象徴的にですね、米軍再編というのが実は沖縄県民の負担軽減というのは名目だと、あくまでも沖縄の本土化といいますか本土の沖縄化という面で、この県道104号線もそうですけど米軍が日本本土でも沖縄でやってたような形の訓練をどんどんやっていくと、極めてアメリカの戦略的な自衛隊と米軍が一体となって寝食をともにし、同じ機種そして訓練をするという流れの中での極めて危険な戦争をする国づくりの流れとしてあるなど。そういう面ではこれを容認するような形では、私は地域住民の暮らしと安全は守れないんじゃないかなと。それと自衛隊の旅団化によってF22Aラプター戦闘機と自衛隊のF15戦闘機が共同訓練をしていると、そういう面では負担軽減どころではないなと痛感しています。

それから、陳情第30号を含めて金武町伊芸区の流弾の問題ですけどこれこそまさに何と申しましょうか、銃弾は私たちが使っている物ですよと。しかし私たちは関係ありませんよと。実質的にはそういうことだと思います。それで、私たちも米軍基地関係特別委員会で現場視察調査した時に、区長が言っていたのは、2カ月3カ月もかかって結局は熱が冷えてそしてあいまいになって何も

解決しないと、原因もわからないと、こういうことをやられることは本当に屈辱的だと。これでは、安心して子供も外で遊べないとか、こういう状況からしたら僕はこれは本当に屈辱的というのか、こんなばかなことが通るのかなと。そういう面では米軍がそれは当局の調査の結果、いわゆるはい私たちの物でしたということを認めない限りは、沖縄県としてはこの訓練の実弾演習を含めたキャンプ・ハンセンなどの訓練については、こういう射撃訓練はやめろとは言えないという立場なんですか。

○上原昭知事公室長 この銃弾が米軍のものであると認定されれば、再発を防ぐためにも訓練の中止を含めて安全対策をきちんと行うべきだという立場でございます。

○前田政明委員 これは県警察が捜査中とのことですが、これはこういうようなM33の機関銃と申しますか、こういうものを使っていると。これは自衛隊も使っているんですか。県警察はわかりませんか。

○日高清晴刑事部長 自衛隊が使っているかどうかは今のところ、私のところでは調べておりません。

○前田政明委員 自衛隊もこういうのは持っているんですか。

○日高清晴刑事部長 あくまでもこれは予想なんです、持っていると思われると思います。

○前田政明委員 皆さんの捜査の中では、その当日自衛隊がキャンプ・ハンセンの中で訓練をしていたという事実はありますか。

○日高清晴刑事部長 その事実はつかんでおりません。

○前田政明委員 つかんでないということは、ないということでもいいんですか。

○日高清晴刑事部長 いや、はっきりしないということなんです。

○前田政明委員 はっきりしないということだったら、場合によっては自衛隊が使っているということもレンジ4ではあり得るということですか。

○日高清晴刑事部長 これははっきりしないので、そういう断定したことは言えないような状況であります。

○前田政明委員 これは県民が納得しないんですよ。何でかというところは米軍の物だったら、これは米軍が使用している物であつたらそれは米軍なのかなど。しかし場合によってはこれは自衛隊も訓練しているというのであれば、キャンプ・ハンセンで訓練するようになってると、以前の事件と違って。そうしたらこれは自衛隊も使っているのかなと普通思うのは、こんなに捜査が長引いて米軍の物だと言えないこととなると、一体どうなってるのかなと。自衛隊も使ってるしというような形で、レンジ7からでもないという形で、何と申しましょうか、いずれにしろ、これは県警察としては大変だと思いますけど、これはこのままずっとわからないまま、いわゆる従来どおり新しい事実関係その他が出なければ米軍の物であるかどうかわからないという形で推移するおそれがあるんですか。

○日高清晴刑事部長 弾につきましては、先に押収してそれから米軍から提供を受けた弾と鑑定しましたところ、普通弾の弾身だという鑑定結果が出ております。ただその弾には弾身であつてライフルマークも何もついていない状況で、それから逆にたどって銃を特定するというのは非常に難しい状況なんです。それからすれば、今のところ非常に難しいような状況です。

○前田政明委員 角度その他からして、物理の計算で大体飛んできた距離含めて計算というのは普通はできるものではないんですか。

○日高清晴刑事部長 現場を見られたと思うんですが、あの現場の向かいにすぐ2階建ての家があるんですよ。直接飛んできたのであればあの2階建てにぶつかるんじゃないかと、私は現場を見て思いました。だからどういうふうな状況で飛んできたのか、県警察でも現在捜査をしているところであります。

○前田政明委員 確かに、前に家があつてこの左側のあいているところから、こう来る以外にない。私は、ここでぜひ頑張ってほしいと思うのは、捜査においても日米両政府のある面の密約があつて、一時的な裁判権の放棄だとか公務で米兵が飲んでいるお酒の場合でも飲酒運転に当たらないとか、いろいろな形でこの日米両政府の密約というのが最近どんどん明らかになる中でですね、

日本の捜査権というか裁判の権限というのが踏みにじられていて、県警察もぜひ全力を尽くして頑張ってもらいたいですけど。これはあの金武町伊芸区民の大会も私は見てきましたけれども、本当に沖縄県民に対して金武町伊芸区の皆さんとしても、何と言っても耐えがたいものだと思いますけど、県警察としてはそういう県民の、金武町伊芸区の皆さんの思いを受けて一応全力でその事件解明のために頑張っていると理解していいわけですか。

○日高清晴刑事部長 県警察としては、法と証拠に基づいてこれからも捜査を進めるといことです。

○前田政明委員 あとは陳情第42号のグアム移転協定についてお聞きしますが、このグアム移転協定については沖縄県は基本的に説明というのは受けていたんですか。

○上原昭知事公室長 基本的には、概要について説明を受けております。

○前田政明委員 いつ、どのように受けておりましたか。

○上原昭知事公室長 ちょっと日時は、手元に手帳を持っていないんですが、私が東京都出張中のときに外務省に寄った際に、概要についてはこういう協定を国会に提出するという説明を受けまして、その後2月16日、外務省と防衛省が県に来まして、そのときに協定について説明を行っております。

○前田政明委員 中曽根外務大臣が来たときよりずっと以前ですか。

○上原昭知事公室長 説明の前ですね。中曽根外務大臣に対し、知事からきちんと県にも事前に内容を明らかにしてほしいということを受けて外務省のほうから説明に来たということでもあります。

○前田政明委員 グアムに移転する部隊の人数と家族関係の人数について、もう一回改めて答えてくれませんか。

○上原昭知事公室長 沖縄の在沖米海兵隊から約8000名がグアムに移転、それに伴う家族等が約9000名であるという発表が行われております。

○前田政明委員 これは、皆さんの資料では大体海兵隊の人数は何名で家族の人数は何名くらいになっていますか。

○又吉進基地対策課長 平成19年9月末現在ですけれども海兵隊の総数は2万1900名となっております。失礼いたしました、訂正します。これは海兵隊総数ではなくて軍人が1万3200名、軍属が500名、家族が8200名でございます。

○前田政明委員 そうすると、グアムに仮に移るとしたら残るのはどれくらいなんですか。

○上原昭知事公室長 あくまで概数と申しますか、定数という形で発表されているのは、軍人の数は時期によって、その都度移動等もありまして違いますので、その時点にならないと正確な数字はわからないと思います。移動が完了した時点にならないと。

○前田政明委員 皆さんはグアム移転によって沖縄の海兵隊が軽減されるという形で8000名、9000名と言ってきたわけですよ。だからそうすると、普通の理解としては1万3200名だったら残るのは4000名、それと家族はもういないと。そんなふうに県民は普通思うと思うんですけれども皆さんはそういう意味で軽減していると理解してお話をしているわけではないんですか。

○上原昭知事公室長 司令部機能を中心に移転するということですが、約8000名の部隊がグアムに移設するというふうな発表がありますのでそのように認識しております。

○前田政明委員 沖縄の海兵隊の特徴というのは、どういうものですか。すなわち、司令部を除くと沖縄の海兵隊は大体半年ローテーションですか、半年ローテーションくらいで本国その他から回ってくるわけでしょ。結局はその人数は固定的ではないと。その時々によって違うというのが今の御説明ですか。

○上原昭知事公室長 例えばイラクに行っているという話も聞きます。そういう意味で、部隊はその都度移動したり人数もその都度毎回発表されているわけではございませんので、流動的な数字ですので正確な数字が把握できているわけではございませんが、そういう時点時点で数は異なってくると考えております。

○前田政明委員 米軍再編の一つの大事なところは、今のところの負担軽減、先程のみんな沖縄が大変だから嘉手納飛行場から本土移設だと言って県道104号線も米軍の戦闘機の訓練もそうだけど、実際皆さんこの数字の流れの中でグアムに行ったらどのくらいの、県民には少なくともこれだけは減りますよという数字は実際には幾つくらいなんですか。

○上原昭知事公室長 嘉手納飛行場から南の施設の返還についても、基本的には示されながら具体的な中身が明らかにされていないと。我々としては防衛省あるいは米軍に対して、早目に詳細を明らかにするよう求めているところでありまして、その点については今後とも強く要請していきたいと思っております。

○前田政明委員 グアム移転に約6000億円以上ですか。国会でも赤嶺政賢衆議院議員が質問していますけれども、今のことに対しては中曽根外務大臣も結局ローテーションということで、知事公室長が言ったように数字は認めていないんですよね、これは実数ではないと。ではどれくらいなのかということで協定上、明記することがなじまないということで第3海兵機動部隊・展開部隊8000人グアムに移転しその家族9000人移動するが、常に人数は変動するために協定上明記することはなじまないということで、ではちゃんとそういうふうに減るんだとやるべきじゃないかと言ったらなじまないと。こういうふうに国会では答弁しているんですね。そういう面で結果的には嘉手納飛行場と同じように外来機が来ると。しかし司令部は移動するけども、実働部隊ですよ問題は、半年ローテーションでね。そして新米も来ると。キャンプ・シュワブの森の中で、世界で唯一といいますか、今フィリピンはもうなくなったから、ああいうドロドロの中での訓練をする貴重な訓練場だといわれていますけれども、そういう面では結局あなた方が言っている、グアムに8000人9000人移るからと言って実際上は司令部が移るけれど実働部隊は半年ローテーションで来ると。知事公室長、これでは実体的には変わらないということも起こるわけですよ。

○上原昭知事公室長 嘉手納飛行場から南の施設が返還されて、それも含めて普天間飛行場も移設返還されて実質的に何らかの海兵隊の部隊がグアムに行くわけですから、実質的にはかなり軽減されるものと理解しております。

○前田政明委員 嘉手納飛行場以南といってもみんなほとんどが基地の県内移設でしょ。その機能は沖縄県内で移設をすると、那覇軍港も浦添地先にやると。

そうしたら実質的にはこの県内移設、那覇軍港はこの前言いましたけど。1972年、もう何十年たっていますか。この前の答弁で35年以上たっていると知事公室長にどこかで答弁していただきましたけど、結局は沖縄で基地の軽減が進まないのは県内移設ということで、皆さん嘉手納飛行場以南が実現すると基地はなくなりますというけれども、これ全部が全部なくなるんじゃなくて必ず県内移設ということが前提で皆さんなりに減るということなのでしょう。

○上原昭知事公室長 先ほども申し上げましたように、具体的な内容が明らかにされておりませんので、その辺は早目に明らかにするように今要請しているところでございます。

○前田政明委員 このグアム移転協定含めて日米合意を推進すると、しかし日米合意の中にあるロードマップの中でも、あれはもう3月ごろには大体返還すると書いてあるんですね。返還の候補地なんですよ。返還の候補地について話し合いをすると。それは具体的にまだ実現はしていないでしょう。返還計画とか、具体的にどこを返すとか。

○上原昭知事公室長 2007年の3月までに統合のための詳細な計画を作成すると、この計画においては6つの候補施設の返還が検討されると書かれております。

○前田政明委員 だから、僕が言っているのは候補地でしょ。返還するとは書いてませんよね、この日米合意では今言っているように。あくまでもその候補地について返還すると書いてありますか。

○上原昭知事公室長 候補地ではなくて候補施設ですね、この6つの施設の返還が検討されると。

○前田政明委員 だから、候補であってそして検討するということであってね、書いてないんですよ。それはなぜかというパッケージで、その前提でってことで書いてあるでしょう。名護市辺野古に代替基地ができて、そしてグアム移転協定に基づいて日本が資金的にまずお金を出す、そしてそれが完成する、その前提でっていうことでのパッケージですよ。だから、皆さんこの日米合意の2プラス2の中ではね、返すとは書いてないんだよ。候補について検討する。その検討は2007年3月までに、ということは何も返すとは書いてないんですよ。

そうでしょう。それを皆さんは、あたかもすぐ嘉手納飛行場以南が返ってくればということを行っているけれども、これはこの日米合意の正確な中身じゃないでしょう、今読んだように。

○上原昭知事公室長 今回、その在日米軍再編をですね、きちんと担保するために今回のグアム移転協定が結ばれたわけですし、そういう意味では普天間飛行場を含め計画的な移設が促進されるものと理解しております。

○前田政明委員 グアム移転協定もですね、国会でも明らかになっておりますけれども、沖縄の海兵隊が移動するための施設と言っていたけれども、実質的には海軍・空軍の軍事施設を必要だと言っている。そういう面では国際的にも外国の領土に外国の基地をつくるということですね、その当初の沖縄の海兵隊が移動するためということは、国会の質問の中でもこれはもう撤回されているんですよ。そういう面で日米合意の中身がさらに悪くなっている。結局は世界でも例のないこの外国の軍隊の基地、それも沖縄の海兵隊が移動する云々と言っていたけれども、それももう理由はグアムの総合的な世界戦略の拠点の基地の強化としてね、お金を出させると。最近国会でも明らかになっているのが、特に私たちの税金がすぐ使われるのは米軍住宅ですよ。寝室が4室もあると。300平方メートルですか、大佐クラスは240平方メートルですか。そういう面でね、大体一戸建てに7000万円、土地代を除いて。そういうのが国会でもこの間の議論の中で明らかになっているんですよ。そういう面ではね、私はこの米軍、悪い言葉で言えば、沖縄を利用してそして本土の人たちには、沖縄は嘉手納飛行場が大変だから演習を認めてちょうだいと、県道104号線大変だからね、ということで10キロメートルも飛ぶような矢臼別演習場の中で夜間演習とかやりたい放題やっている。今度は自衛隊基地で戦闘訓練もすると。そうしながら沖縄では実質的には嘉手納飛行場以南を返すと言うけれども、それもわからないと。候補であると。そしてグアムに移る海兵隊も8000名と9000名と言うけれども、これも実働部隊司令部が移るということだけれども、ローテーションでわからないと。そういう面では海兵隊が移転しても別の部隊がまたやって来るといのが国会での外務大臣の答弁になっている。こういう中身を、中曽根外務大臣が来て、知事は結構ですと、上等ですということで評価をしたということになるんですかね。どうですか。

○上原昭知事公室長 米軍再編もグアム移転協定を結んで、その後の再編を着実に実施することによって沖縄から8000名の海兵隊員がグアムに移設し、それ

から嘉手納飛行場から南の施設が返還されるということにつながりますので、そういう意味では沖縄の基地の負担の軽減につながるというような認識であります。

○前田政明委員 結論的に言うのですね、米軍の訓練その他には手出しもできないと、そして銃弾が米軍だということが、らしいなと思っていてもなかなか踏み込んで捜査ができないとか、そういう面で嘉手納飛行場の問題もですね、このグアムに移る問題でも結局はアメリカの世界戦略、アメリカの都合によっていわゆる沖縄は世界戦略のかなめになっていて、8000名9000名が仮に移動したとしても、他の部隊がまた入ってくる。嘉手納飛行場の状況と同じような形になってしまうということが日米安全保障条約の仕組みなんですよ。だから日米安全保障条約がある限り、日本は無条件で基地の提供が義務づけられている。そして提供した基地についてはアメリカが何しよう、この使い方に対しては原則的に物は言えない。だから嘉手納飛行場の夜間飛行にしろ何にしろアメリカの都合により、すなわちアメリカが必要だと思えばこれはできると。こういう面では、うちの渡久地修議員が本会議で言いましたけれども、当初吉田茂氏が一人で日米安全保障条約を結んだ、国民にはほとんど知らされなかった、全土基地方式、アメリカが必要だと思えばどこでも基地を提供することになる。こういう植民地的な条約の仕組みが今本当に世界でも極めて異例な状況になって、そして何が何でも沖縄県民のほとんどが反対する名護市辺野古に結びつけて、グアム移転協定は名護市辺野古に基地をつくること、そして金を出すことというのは、こんな仕組みになっていることは僕は極めて遺憾だと思います。だからそういう面では沖縄県民の立場に立てば私は嘉手納町の人も、沖縄県民の願いからするとやはりこの日米安全保障条約、これはなくするということが県民の暮らしを守る意味からも、現実的な課題になっているなあと思います。そういう面ではもっと毅然とした態度をとってほしいし、14名の識者が述べました、これは本会議でも読みましたけれども沖縄はもう麻薬漬け、お金による支配になっていると。本当に残酷でだと、沖縄経済や財政において代償となる金への依存度を高め、その金から逃げられない。米軍再編推進法とか、こういうようなやり方に対して私たちは屈してはならないと思います。そういう意味で、もう時間がありませんので終わりますが、このグアム移転協定の中身というのは本当に国際的に見ても極めて屈辱的な、主権国家としてはあるまじき内容、そして名護市辺野古に基地を何が何でも日米合意を超えて、条約と申しますか、国際協定で押しつけようとするをやろうとすることは許されません。そういう意味で私たち県民は、私たちも政治家としてこういう強引な無法な基

地の押しつけに対しては断固反対して、グアム移転協定は締結すべきではないということを述べて終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩します。

午後0時8分休憩

午後1時25分再開

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 何点かお聞かせいただきたいと思います。

まず陳情第14号でございますが、損害補償の問題であります。この処理概要を見ますとですね、地元と合同調査を行って被害範囲をさとうきび畑3300平米1000坪ですね、等々としていますが、実際問題として損害賠償請求の具体的な内容はですね、どういう状況になっていますか。

○又吉進基地対策課長 現在、県が把握しているところはですね、この陳情の処理概要にあるとおりでございます。沖縄防衛局に照会しましたところですね、昨年11月に地元と合同調査を行い、この処理概要に書いてありますとおり関係書類を提出してですね、現在日米間で調整中というところが私どもの仕入れている情報でございます。

○玉城義和委員 当然にですね、県としてはどういう規模で、どういう単価でですね、どういう中身でどれくらいの損害補償が請求されているのかということについては、当然これは把握をしてしかなるべきではないんですか。

○又吉進基地対策課長 御質疑の件につきましては、適宜ですね、私どもも照会をしているところですが、現在のところこのような情報までということでございます。

○玉城義和委員 今、おわかりになっていて言いにくいのかですね、ちょっと理解をいたしかねますが、実際に農作物も入っていたわけですから、どれくらいでやっているかというのはですね、当然把握をすべきだと思います。それで、

もう一つはこの交渉の調整中となっておりますが、どの段階ぐらいいまでいって、どういう見通しなのかちょっとお知らせください。

○又吉進基地対策課長 おっしゃるような段階等については、現在承知しておりません。

○玉城義和委員 いささか承服しかねる答弁ですね。県内で起こった事故だしね、もう少しですね、親身になって掌握をしてですね、県としても入るべきところは入ってちゃんと前に進めるとか、そういうことができないんですか。どうですか。

○上原昭知事公室長 基本的には、事件に対する補償、事故に対する補償でございますので、当事者間で話し合うのが基本だとは思いますが。市や関係者からですね、県に対してまたいろいろ相談があれば誠意を持って対応していきたいと考えております。

○玉城義和委員 これは、個人の事件・事故じゃないんで、当然これは県としても中に入ってね、進めるべきだと思いますんでね。ぜひそれはすぐにさせていただいて次の委員会までにはきちっと報告できるようにやっていただきたいと思えます。

それから次に進みますが、陳情平成20年第89号環境アセスメント手続についてですね。新聞の報道だと、環境アセスメントの準備書でですね、沖合い移動については合理的理由なしということで沖合修正には応じずと、こういうふうには報じられております。これは地元の両紙ともですね、そういう報道がされておりますのでかなりこの準備書については既に中身が新聞社等々、メディアには渡っていると思えますが、県としてはこの準備書について把握はしておりますか。

○上原昭知事公室長 現段階ではまだ把握しておりません。

○玉城義和委員 提出はいつの予定ですか。

○友利弘一環境企画統括監 昨年の3月15日以降に環境アセスメント調査が実施されておまして、その後の経緯につきまして例えば調査内容がどうのとか、そういうのは報告は受けておりませんし、この準備書についてはいつごろとか、

そういうのも特に事業者からは聞いておりません。

○玉城義和委員 新聞報道だと4月の初めと言われておりますが、ここで改めて知事のこれまでの約束でもあります、この沖合展開について、日本政府は一貫して合理的理由がないと、政府の日米の合意した線が最も合理的で適当なんだと、こういう態度を崩してないわけですね。私のほうの本会議の質問でもですね、あるいはこの委員会の質疑でも、10ヘクタール以内の微調整であれば、今のこの現行の環境アセスメント法、県の条例並びに法律等々の範囲内でできるのは10ヘクタール未満だと、これ以上になると環境アセスメントのやり直しが必要だと、こういうことをですね。したがって、この10ヘクタール未満というのは、1600メートルにプラス100メートルずつとすると、1800メートル、それで割っていくとですね、わずか55メートルなんですね。55メートルの幅しかないわけです。知事がおっしゃっている騒音だとか、あるいは地域住民への影響等々考えて沖合展開と、沖合へ伸ばすという話はですね、一般論としては何となくしかりかと思うんですが。実際の現在の実務上から言えばね、わずか55メートルがギリギリなんだと、下にずらしたり横にずらしたりというのもあります。横にそのままずらして沖合に展開すると、55メートル以上は動かさない。それ以上やろうとすると環境アセスメントのやり直しになると、こういうことですね。改めてお聞きしますが、この55メートルを動かすことによって実際にどういう影響があるのか、なぜ県はこの55メートルにこだわっているのか、その辺をもっとわかるように説明をしていただきたいと。

○上原昭知事公室長 県としては可能な限り、沖合に寄せてもらいたいということをお願いしているわけですし、55メートルという数字を県が求めているわけではございません。しかし、その理由としてはこれはもう地元の区あるいは名護市から生活環境の確保のために沖合に寄せてくれという意見が当初からありまして、それに基づいて、県としても可能な限り沖合に寄せていただきたいということはずっと言い続けているわけです。

○玉城義和委員 そういう一般論を聞いているわけじゃないんでね。要するに、できる限り沖合展開をやるという話はですね、今の環境アセスメント法の条例でいくとね、55メートルですよって言ってるんですよ。だからこの55メートルという数字は出るわけですね。この法的なことと言えばね。長さは決まっているわけだから1600メートルであとはプラス100メートルずつでね。だからその55メートルの移動にですね、どういうふうな意義があるんですかと、どういう意

味があるんですかと、そこに日本政府とさもこのことでその折り合いがつかないと。沖縄県知事が言っていることは環境あるいは住民への影響を言って沖合展開を要求しているところ。ところが実際問題としては単なる55メートルですよということを言っているわけです。それ以外にありますか。現行の今の条例で、環境アセスメント条例でそれ以上寄せられますか。

○上原昭知事公室長 この距離については、これは事業者である沖縄防衛局が考えるべきこととございまして、我々のほうから何メートル寄せるということは申し上げておりません。

○玉城義和委員 いや、そういう話じゃなくてね。要するに今の環境アセスメント法でいくとね、沖縄県環境影響評価条例でいくと今の滑走路の長さでいきますと寄せても最大限55メートルでしょうと。これは違うんですか。

○友利弘一環境企画統括監 環境アセスメント法あるいは沖縄県環境影響評価条例の規定の中で、いわゆる手続をやり直す、手戻り要件というのがある。これはどういうことかという委員の御質疑かと思うんですが、まず埋立事業につきましては同法の対象事業であるということでありまして、埋立区域の面積が修正前の20%以上であれば、手続のやり直しの要件に該当すると。一方、その飛行場の施設につきましては同条例に基づく対象施設でありまして、この要件としては滑走路の長さが20%以上増加する場合はやり直しの要件に該当します。もう一つは新たに飛行場の区域となる部分の面積が10ヘクタール以上あった場合は、要するにやり直しの要件になりますよと。同法律、条例の手続上はそうなっているということです。

○玉城義和委員 いや、そういう事実に基づいて質疑をしているわけですよ。したがって、何回も同じことをあんまり言わさないでくださいね、55メートルでしょうと、今の滑走路の長さと言えね。それ以上は延ばせないでしょうと、延ばすためにはやり直しが必要じゃないのと、こう言っているわけ。

○友利弘一環境企画統括監 今申し上げましたとおり、一つの数値的な要件がございまして、それを超えますと手続のやり直しになると。ただ、影響についてはどうかという委員の御質疑であろうかと思うんですが、現在環境影響評価・調査をしているところとございまして、この調査結果に基づいて、影響がどのようなものが予測されるのか、あるいは予測に基づいてどういう評価がさ

れるのか、これはその準備書なり見てみないと今の段階では何とも申し上げることができないというのが今の時点でございます。

○玉城義和委員 それが仮に1000メートルも2000メートルもどこかに移動できるということであれば、なおいろんなことが考えられますけどね。今の環境影響評価条例でいって最大で10ヘクタール未満と、距離でいえば55メートルまでですよ。55メートル寄せて、これで騒音がなくなるとかあるいは住民への影響が著しく減るということは、こんなものは環境影響評価準備書を待たなくたってわかる話じゃないですか。違うんですか。だからそういうことが現実になりながら、何で知事は沖合展開、沖合展開ということを使い続けるんですかと。こういうことを聞いているわけですよ。そここのところをうんとわかるように言わないと、これは同じことをしょっちゅうやっているんですよ、この一、二年間。だから知事公室長もね、よくわかってると思うんだよね。ここはやっぱりわかるように説明してくれないと、その55メートルしか寄せられないものをあえて何で沖合展開が金科玉条のごとく、何かこれを寄せれば騒音もみんななくなるんだよ、みたいなことをずっとおっしゃっているんですか。私は不思議でしょうがないんですよ、ここは。よくわからない。どうしてそんなことをおっしゃっているのか。よくわかるように説明してくださいよ、きょうは。

○上原昭知事公室長 50メートルにせよ100メートルにせよ、何メートルか数字については県から幾ら寄せるということは申し上げてないわけですが、やはり少しでも沖合に寄せることによって、この騒音の軽減につながるし、かつ飛行場の、飛行の安全性につながるという観点から、ずっと申し続けているわけですし、どのようにどれくらい寄せるのかということについては、これは事業者である沖縄防衛局が、防衛省が、きちんと技術的な観点も踏まえて提案すべきであると。この提案された段階でまたその議論が始まるわけですし、そういう意味では今は全然提案されていないわけですから、県としては言い続ける以外にないということになります。

○玉城義和委員 くどいようですが、ではちょっと質疑の方向を変えますが、今の法並びに条例のもとで55メートル以上の沖合展開はできるんですか。

○上原昭知事公室長 ですから、もし例えば200メートルとか300メートル寄せるのであれば、当然、環境影響評価のやり直しということになるわけです。

○玉城義和委員　そういうことですよ。だから、そうするとこれは100メートル寄せるとか200メートル寄せるとなると、環境影響評価をやり直さないといけないということですよ。これはまた二、三年かかるわけですよ。そういうことをはっきり言ってもらわないといけないというわけですよ。だから、そのあたかも政治的な決着によっていつでも100メートル、200メートル、300メートル動かせると、そういうことを言っているとね、そりゃ全くその現実にあってないということはずっと指摘しているわけですね。今知事公室長が言うように、それは100メートル、200メートル寄せるとしてもやり直しですよ、これはね。そこのところはきちっとお認めになっていただければはっきりしてもらわないと何がどこまでいっているのかさっぱり議論がわからないわけですよ。まずそこを確認して次に進みたいと思います。これはそういう意味ではね、やはりその現実に今やっている法の中での限界というのがあるわけだから、そこにちゃんと位置づけて環境影響評価をしているわけだから、どこでもいつでも動かせるというものではないということをここで確認をして次に進みたいと思います。

陳情第25号ですね。騒音防止協定の例外運用規定、ただし書きを廃止することと、こういうふうに陳情に書いてあります。私はこの認識についてしっかりきょうはお聞きをしておきたいと思っているわけですね。先ほど、前田政明委員からもるるお話がありました。この嘉手納町長も一生懸命になっておられますし、議会のほうもこの嘉手納飛行場の騒音に特化した防止協定をつくろうと。こういう動きがあるわけですよ。ところがその今ある嘉手納飛行場も普天間飛行場もね、ほとんど守られてないですね。それはなぜかというただし書きがあるから。このただし書きを取ろうということ、例外規定を取ろうということですが、これが守られてない理由は知事公室長、何だとお考えですか。

○上原昭知事公室長　米軍の運用上の問題だと思います。

○玉城義和委員　この米軍の運用上の問題というのは、どこから来ていると思いますか。

○上原昭知事公室長　この航空機騒音規制措置については、努力規定があるわけですので基本的に禁止はされていないわけです。ですから、当然米軍としてはみずからの運用で対応しているということだと思います。

○玉城義和委員　例えば日米安全保障条約の第6条にはこう書いてあるんです

ね。「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国はその陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」と。この米軍は日本国において全国どこでも自由に基地を使うことが許されると、これが第6条ですよ。これに基づいて日米地位協定は何と書いてあるかというのですよ、この排他的使用権を規定している第3条はですよ、米軍はこの日米地位協定第3条に基づいて日本から提供された施設・区域について排他的使用権を有し、米軍の意思により日本側の立ち入りが禁止される等々、その管理のために必要なすべての措置をとることができる。これが日米地位協定の第3条ですよ。したがってこの使用協定が守られない理由は明確なんです。つまり逆に言えば法的に保障されているといってもいいわけですよ。つまり日本にいる米軍は日米安全保障条約の第6条によって米軍基地を使用される権限を得る一方で、日米地位協定の第3条でその運用管理については排他的使用権が保障されると、それはちゃんと法的に保障されているんですよ。だから米軍はここに米軍の使用協定、まあ、使用協定という呼び方自体が問題ですけどね。これは騒音防止協定であって米軍は使用協定を結びませんよ。だから私は言葉から直して欲しいと思いますが、要するにこの騒音防止協定にしても防止措置にしても、こういう日米安全保障条約とか日米地位協定にちゃんと守られているわけですよ。その辺の御認識はいかがですか。

○上原昭知事公室長 基本的にはそのとおりだと思います。

○玉城義和委員 私はですよ、たびたび申し上げておりますがこの日米地位協定の改定がなぜ進まないか、沖縄県でやっている数項目の－8項目でしたか－この項目の改定がなぜ進めないのか。ここもね、私は理由があると思うんですよ。やっぱり進まないには進まないなりの理由がちゃんとあるわけです。外務省の日米地位協定室長は私の質問に対して沖縄県の出しているこの日米地位協定の改定は、日米安全保障条約の改定なしにできると思いますかと聞いたら、即座にできませんと、こう言ったんですよ。私もそのとおりだと思います。今の立ち入りの問題も含めて、この沖縄県がやっている日米地位協定の改定をやろうとすれば、当然、日米安全保障条約第6条に引っかかってくるんですよ、これは。だから、この日米地位協定の改定が遅々として進まない、何で外務省は絶対に首を縦に振らないか。それは日米安全保障条約の改定に絡んでくるからですよ。そこのところをやっぱり我々がきちんと認識しないと方法論をいくら変えたって、これは国の基本にかかわっている問題があつてね、ここで。だ

から日米地位協定が進まないわけですよ、第6条とのかかわりがあるって進まない。それゆえにその使用協定をつくっても例外規定が全部出てきて、ただし書きがあって、みんなざるみたいになっちゃって水が漏れてしまうということなんです。だからそのところをどうするかという基本的な議論をしない限り、しょっちゅう堂々回りしかしないと私は思うんですが、その辺はどういう御認識ですか。

○上原昭知事公室長 日米地位協定の改定は、日米安全保障条約の改定がないとできないということの認識については必ずしもそういう承知はしておりませんが、我々としては日米地位協定の改定はやはり必要なことであり、そのためにこの間ずっと日米地位協定の見直しを求めてきております。また現在も見直し内容を県として、再検討をしているところでございまして、今後具体的にどういう形で見直しを求めるか、その辺も今新たな観点から検討しているところでございます。

○玉城義和委員 私は仲井眞知事に現行の日米安全保障条約を反対しなさいなどということは申し上げるつもりはありませんが、少なくともこれだけの米軍基地を抱えている沖縄県の知事としては、やはりもっと踏み込んだ発言がないとどんなに渉外関係主要都道県知事連絡協議会に持っていってもだめですよ、これは。むしろこの日米安全保障条約の基本にかかわっているわけだから。だから外務省も動かないんですよ、これはね。そこはやっぱりきちっと押さえておかないと。私はね、違うだろうと。そういう意味でもっと沖縄県知事としてはこの日米安全保障条約に対しても米軍基地に対してももっとシビアな、厳しい態度で臨まないと外務省も動かないしどんなに方法論を変えたってなかなか難しいんですよ、これは。外務省がみんなそう思ってるんだから、外務省の役人が。そのところはぜひこの状況を的確にとらえてやっていただきたいと。そうしませんと歴代3代の知事であっても全く動かないでしょ。大田元知事から稲嶺前知事やっても動かない。動かないには理由がちゃんとあるということを、私はやはり考えなければいけないだろうと思いますね。一人で余り長くやってもしょうがないですので次に移りますが。

グアム移転の協定ですが、先ほど前田委員からもありましたが沖縄県は外務省からこの協定について正式に説明を受けているんですか。

○上原昭知事公室長 はい、受けております。

○玉城義和委員 いつ、どこで。

○上原昭知事公室長 2月16日に外務省と防衛省から説明を受けております。

○玉城義和委員 どこで、どういう方が来てだれが説明を受けたんですか。

○又吉進基地対策課長 ただ今、知事公室長が申し上げた2月16日に外務省日米地位協定室長並びに防衛省の職員が見えまして、平良基地防災統括監がその説明を受けております。

○玉城義和委員 沖縄県の認識としてこのグアム移転協定の性格はどのようなものとお考えですか。どのような認識をお持ちですか。

○上原昭知事公室長 このグアム移転に関する協定は米軍再編の日米合意の内容を確認するとともに、グアムにおける日本政府の支出に法的な根拠を与えるものと、確保するための協定だという説明を受けております。

○玉城義和委員 この協定は憲法第98条にいう、条約という認識ですか。

○上原昭知事公室長 協定と条約の微妙な差があるようです。使い分けのようでした、基本的には条約も協定も一緒だと聞いております。

○玉城義和委員 それは認識が全く違うと思うんですがね。国家間で国際的に結ぶ協定はみんな条約と言うんじゃないの。

○上原昭知事公室長 外務省からいただいた資料によりますと、条約及び協定は国際間の国際約束に一般に使われる名称であると。これは国際法上の権利・義務関係を設定する約束だというふうな、国際約束に使われる名称だということで、その名称はその効果や権利義務関係には影響を与えないと。条約・協定以外にも議定書、憲章などが使われているというふうな基本的な考え方がありますが、また別の見方もありまして、具体的には交渉の際に当事者間の合意により決定されると。条約は最も重要な種類の国際約束に使われる、協定は上記を含め、より広範囲の国際約束に使われると。このような見方もあるというふうな説明でございます。

○玉城義和委員 沖縄県の認識を聞いたわけではありますが、まあいいでしょう。ここに照屋寛徳国会議員の質問主意書にグアム移転協定についてこれは条約か、という質問に国際法によって規律される国際的な合意、名称のいかんを問わないという承知していると、条約とはね。本協定はこのような意味における国際的な合意のうち、昭和49年2月20日の衆議院外務委員会において当時の大平外務大臣から明らかにした政府の見解に基づくところの国会の承認を経るべき条約に該当する、という明確に条約だという見解がありますし、私が聞いた国立国会図書館の立法考査局の憲法室も条約に該当すると。こういうことをいただいております。なぜそういうことを聞くかと言いますと憲法第98条にそういう国際条約とか、憲法っていうのは法律に優先するところという規定があるわけですね。通説ではそういうことですね。そうなるとこの協定が条約だと政府見解となっている。そうしますと、通説でいくとこの憲法第98条でいくと例えば環境アセスメント法だとか、あるいは知事の公有水面の埋め立てを規定している公有水面埋立法だとか、国内法との関連でね、この協定が知事の埋立権等々に優先するという解釈は十分に成り立つんじゃないかと。これは、憲法の先生も行政の先生もそういう解釈ができるという人がいるんですね。我々の聞いた範囲でも。だから政府はそうでないと言ったりもしますが、要するにここはそういう余地が残っているわけですよ、これが条約だとすると。するとこの辺ね、よくいわれるようにこの協定は一つ政治的には非常に不安定な日本の政局をにらんで、政権交代があっても動かないようにしたいというのが一つと、もう一つはこの関係条例ですね。たとえば沖縄県の知事の埋立認可権みたいなものを飛び越すというか、それに優先するというのはそういうニュアンスを持っているのではないかと。こういうふうに考えるわけですね。そうしますと政権が交代しても、この条約は生きていくのであればこれは基本的には国民の参政権とかそういうものを縛ってしまうし、また沖縄県知事の権能をこれで縛るとなるとそれこそ地方自治とかそういう首長の持っている権限に対する侵害ですしね。そういう意味では大変いろんな問題を含んでいるわけですね、この協定は。そういう意味で条約かどうかということ聞いたわけですが、そういう可能性というのは沖縄県としてはどういうふうに認識をされているんですか。

○上原昭知事公室長 基本的には法律と条約・協定が矛盾するというか、抵触するという場合については条約優先とかいうのはございますが、このグアム移転協定は特に埋め立ての問題であるとかは触れてはおりませんので抵触することはないし、法律を縛るようなものではないと考えております。

○玉城義和委員 よく外務省なども説明しているように、例えばこれは日本の財政的な支出をきちっとコントロールする、あるいは明確にするためなんだという言い方ですが、それであれば別の立法でも十分いけるわけですね。あえてその名護市辺野古への移設とかそういうものを絡めてその三者を一体にして、セットにしてやるというものからすれば、もっともっとこれは政治的に今言ったようなことも含めて当然あるわけで。財政的なものを切り離して立法化するあるいはそのロードマップがあるわけですからね、日米の取り決めとして。それをあえてそういう条約化していくことについて、私は沖縄県としては大変大きな影響があるものではないかと。私は日米地位協定室長があれだとは申し上げませんが、やっぱりそういう方が来てちょこちょこっと説明をされるというものではないだろうと思うんですね。そういう意味でこの協定に対する認識が私は非常にその、沖縄県としては足りないのではないかと。外務大臣が来たときに、知事に詳細が決まればきちっと私のほうから説明しますよと、こう言っているわけですよ。文字どおりですよ、外務大臣が沖縄県知事に説明するぐらいの物事を日米地位協定室長が来てちょこちょこっとやるようなね。あるいは知事公室長が東京に行った時にちょこちょこっと外務省で説明を受けるような、私はそういうものではないと思うんですね。そこの認識はどうでしょうか。

○上原昭知事公室長 知事もこの協定の中身については、外務省にきちんと説明をしてほしいと申し述べたことから、外務省としても沖縄県のほうまで訪ねて、担当者にきちんと説明したということだと思います。

○玉城義和委員 県に対する説明がこれで十分かどうかというのは私はそう思いませんが、次に進みたいと思います。もうあと1点だけね。

先ほども出ておりましたがこのグアムへの移転の問題ですね、在沖米海兵隊8000名の内訳についてですが先ほど前田委員からも質疑がありました。県としてはこれまでの、もう3年たつわけですよ、ロードマップからはね。中でどういう部隊が、それぞれの部隊が何名ずつグアムに行くという、そういう話はちゃんと掌握しているんでしょうか。

○上原昭知事公室長 具体的な内容については掌握しておりません。

○玉城義和委員 手元にアメリカの国防総省のグアム統合計画室という国防総

省のグアム関連計画の進捗に関する報告書というのが2008年9月15日に議会で提出をしているんですね。こういうのがあるということは御存じですか。

○平良宗秀基地防災統括監　グアムにおける国防総省の計画取り組みに関する報告書というのが9月15日に出されているというのは承知しております。

○玉城義和委員　この部隊の名前等々はわかっていますか。

○平良宗秀基地防災統括監　部隊の具体的な名前は出されていないと思います。

○玉城義和委員　わかっているところは、どこまでわかってらっしゃるの。

○平良宗秀基地防災統括監　グアムでの取り組みを進める話、それとロードマップでの費用負担の話などに言及されております。そしてそれぞれの地域のインフラストラクチャーの要件といいますか、大ざっぱな施設の整備が必要であるというような中身のものを言及されております。そのほかには建設作業の話とか資金をどのようにやっていくかというようなものですね。そういったものが報告されております。

○玉城義和委員　この報告書の概要を見るとこれは沖縄のように送る側からではなくて受ける側からね、要するにグアムとして何名海兵隊を受け取るかと。あるいは陸軍、海軍を受け取るかという報告書になっていると。これでいくと、グアムの海兵隊の増員ですね。向こうからしたら増員ね。グアムからすればね、受け取るほうだから増員で8600名となっている。新たにグアムに配置される海兵隊の部隊は28になっているわけですね。この部隊が沖縄からどれくらい行くのかと。これはもう世界から集めるわけですから、だからそういうものを沖縄県としてこれは調べればわかると思うんですよ。これに全部第何部隊とか入っているんだから。だからこの部隊が沖縄にいるのかいないのか、該当するの可否かというのを調べていけば、当然この28の部隊名があるわけだから出てくるんじゃないですか。このそういう計算はしたことがないなら、グアムへの8000名をグアムが受け入れると。これを世界から集めるわけだから、グアムにね。それは沖縄からどういう部隊が幾ら行くのかということは調べたことはないの。

○平良宗秀基地防災統括監 御質疑のように対象となる部隊とかそういったものの検討はなされているようですが、まだどの部隊がどこに配備されるというのはまだのことであると、この内容からはそう思います。

○玉城義和委員 きょうは私ちょっと時間がなくてですね、この該当部隊が沖縄の海兵隊のどこにいるのか照合してこれなかったのでもっとその数字は申し上げられませんが、時間をかけてこの部隊がどこの部隊であるのかを照合してみたいと思います。県としても今の質疑がずっとあるわけですから、本当にどれだけの部隊がどこからどう削減されるかということについては、もっとやっぱり私はきっちりと掌握をして県民に発表すべきだろうと思いますね。こういう報告書が幾つか出ているんですから。グアムのほうでもですね、そのことを申し上げておきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありますか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 済みません、一、二点質疑させてください。26ページの陳情第25号、嘉手納町から出されていますF22Aラプター戦闘機のステルス件なんですが、これは私も本会議の一般質問で取り上げました件なんですけども、ここに、記の部分で1, 2, 3, 4, と出ておまして、そしてこの3が深夜及び未明の離陸を禁止することと。それと絡んで4の騒音防止協定の例外運用規定ただし書きを廃止するというこれは関連しているんですよ。この騒音防止協定例外運用規定があるがために、深夜の離発着ができると定められているものですから、やはりこれは嘉手納町だけじゃなく沖縄市も北谷町も嘉手納基地を抱える沖縄本島中部地区の市町村は大変な悩みなんです。そこで処理概要として、県の対応として「県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対し航空機騒音措置の趣旨を徹底し、深夜・早朝の飛行を回避するなど、航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたい」とありますけれども、具体的にどういった働きかけをするのか、まずお聞きしてから再度質疑したいと思います。

○上原昭知事公室長 具体的に、この4月の中旬ごろにF22Aラプター戦闘機がアメリカのほうに戻る見込みになっておりますが、これまでの例からして深夜・早朝の離陸が場合によっては行われる可能性があるかと。ですからそういうことは決してないように事前に地元の市町村との連携を取りながら基地の司令官

や米軍、防衛省等に対して働きかけをしていきたいと考えております。

○中川京貴委員 先ほど、知事公室長の答弁で嘉手納以南の基地の整理縮小に伴って、面積のですね、海兵隊の2万人近くの軍人・軍属の削減と数字で出てきましたけども、例えば75%の米軍基地が70%になる、例えば六十七、八%まで整理縮小されるというのが具体的に数字に出てきたらそれは数値的にわかるんですよ。ただ、嘉手納基地を抱える沖縄本島中部地区はそういった整理縮小がされても、きょうは午前中からいろんな質疑が出ていましたけども、部隊の入れかわりで外来機がこれだけ来るとなると騒音問題は軽減されていないわけです。今御存じのように嘉手納飛行場にはF15戦闘部隊が2部隊あって、53機常駐していますよね。53機のF15戦闘機が常駐しているながら、常駐機が100機余りあるんですよ。燃料補給機と偵察機を合わせて。それにプラス外来機が入ってくると、約百四、五十機になるだろうと。負担軽減どころか騒音・爆音についてはこの陳情に書かれているとおり、平成18年度から比べると105デシベルが200回以上出ているという数字が出ているんですよ。これについて県としてはこの騒音問題、基地問題を後押ししていただかなければ、これは地域の問題だと片づけられると一市町村ではどうしようもならないことなんです。そういった意味で知事は訪米したと思うんですよ。ですから処理概要の中にも出てきているように、粘り強く行動しますということではなくて、どういう形でどういう手法で県民がわかりやすい対策を練っていただきたいんです。例えばこれは僕は本会議の一般質問でもやりました。知事が訪米するとき、例えば沖縄市の東門市長、宜野湾市の伊波市長も含めてね、名護市ももちろん。具体的に訪米したときにその現場の一番苦勞している皆さん方の騒音被害を訴えさせるという。これは過去の大田元知事もやっているんです。大田元知事の場合にも自民党も与党も野党も関係なく全会一致で予算を組んで、嘉手納町の宮城町長も訪米しております。それなりの成果はあったらと思います。そういった意味でも、やはり知事は知事ができる仕事をしっかりやっていただいて、市町村の自治体の皆さん方も県が知恵を出して向こうの関係機関との交渉も必要なんです。大学生、やっぱりこれからアメリカを背負って立つ若い皆さんのためにも、大学での講演とかこの沖縄の基地はどうあるべきかと、将来について基地の整理縮小はどうあるべきかということも大学でも講演してもらって。もう本当に国を挙げて沖縄の基地問題に取り組む姿勢が、仕掛けが必要だと思うんです。そういった意味では、アメリカ全土に散らばって各市町村の首長を送って大学で2日間講演すると。最終日には集まって会議をすとかそういった仕掛けを何とかできないものかと、ちょっと答えていただきたいんですが。

○上原昭知事公室長 訪米における騒音の問題は、今回の知事訪米においてもかなり力を入れて訴えた部分でございます。御提案の関係市町村長の同行でありますとか、あるいは要請先での行動については今後は具体的な要請内容の検討、スケジュールの検討にこれから予算成立後入っていくと思っておりますので、御提案の趣旨も踏まえまして具体的に検討していきたいと思っております。また、嘉手納基地の騒音の問題については今後は再編に基づくいろんな基地の負担軽減が実現したとしても、嘉手納基地の問題は引き続き残るわけございまして、今焦点となっているのは海兵隊ですけど海兵隊以外の部隊、特に空軍等についてもやはり分散、危険の分散、騒音の分散、負担の軽減等図っていく必要があると思っておりますので、今後の課題として全力で取り組んでいく必要があるだろうと思っております。

○中川京貴委員 やはりですね、知事の見解とお互い私たちも十分に理解しております。また自民党としても日米安全保障条約というのはそれは国家間の中での安全条約の中での基地の使用許可ということも十分に理解してますし、必要性も理解しています。そしてそれがお互いアメリカと日本政府の国益につながるということでの位置づけでの日米安全保障条約でありますから。ただ、今この状況の中では、いざ有事の場合に果たしてこの極東アジアでの沖縄の役割は何かということになったときに、国はそういったことしか考えてないんです。しかしながら私たちは、沖縄の県議会議員としてはすべてこういう問題を沖縄県民に押しつけるというのはいかがなものかと。そしていざ緊急事態、有事の場合には、すべて沖縄が一過去にテロがあったときも観光客も減少するし、本当にあの状況、当時僕は基地の特別委員長をしておりましたので、いざ有事が起きたときの沖縄県における被害というのを経験しました。そういった意味で国はもちろん、国会議員も初め国益を優先しますが、やはり沖縄は沖縄の立場で県民の安全・生命を守る立場から知事が先頭になって行動すべきだと考えておりますし、そのためには知事の大胆な行動が必要だと思っております。やはり国との交渉も必要かもしれませんが、国自体がアメリカとの交渉を余りしたがないんです。ですから、県の職員として知事と話し合いをしながら直接知事がアメリカ政府と交渉することによって、沖縄基地問題の解決を見いだせると思っております。そのことによって、今までできなかったことが国との交渉でプラスになると僕は考えております。そういった意味でぜひ基地の整理縮小をしながら負担軽減はどうあるべきか、そしてその後に国との交渉で県民の生活、または防音工事の問題。防音工事はしながらですよ、お互い同じ建物

で隣の建物は防音工事します、こっちはできませんと。これは日本政府が決めたんです。アメリカは関係ないんです。それさえも日本政府はやろうとしないでしょ。僕はその歯がゆさといいますか、それを感じておりますのでぜひ、本年度、補正を組んででも、全国知事会で知事の関係者で訪米するという話を聞いておりますけど、それと別個に野党の皆さんとも調整しながら予算を組んでいただいて、沖縄の基地の負担軽減ということでアメリカに乗り込んで仕掛けてほしいと思います。それについて、知事公室長、後押しができるかどうかコメントをお願いします。

○上原昭知事公室長 知事の次年度の訪米については、おっしゃったように渉外関係主要都道県知事連絡協議会との共同の要請がメインになるかと思いますが、しかしそれはそれとして沖縄独自の課題もあるわけですし、今おっしゃったような形で関係市町村長も含めて、もしこの要請ができるのであればそれについても実現できるよう検討していきたいと考えております。

○中川京貴委員 それとですね、この深夜及び未明の離陸をとめる方法があるんですよ。これは過去に経験があります。理由はこれを基地の司令官に直接、嘉手納町の基地の特別委員会の時に抗議した時ですね、アメリカのパイロットの安全のために夜間に飛ぶと。向こうにどうしても昼間には着かないといけないという条件で20時間近くパイロットは操縦するものだから、夜間に飛ばなければアメリカに昼には着かないという、ただ一つなんです。では、それを解決する方法はないですかということで一度やってもらったのが、グアムを経由して行くと夜中に飛ばなくてもよいと。深夜及び未明の離陸をしないでもグアムを経由すれば可能だということも過去にあります。しかしそれには燃料代が伴うというんですよ。こういう時にまた燃料代の話をするんですよ。普段は燃料代の話は出てこないのに。だからそういった意味では解決策はたくさんあると思います。問題は、それをテーブルの上に乗せて問題提起できるかできないか、交渉できるかという話だと思いますので、ぜひそういったいろんな知恵を出していただきたいなということで、このただし書きの廃止も僕は日本政府では無理だろうと思っています。やはりアメリカ政府に言って、向こうから本当に沖縄の基地問題はこれでいいのかという国民運動を起こさない限り、僕は沖縄の負担軽減は難しいだろうと考えております。

2番目の質疑をします。30ページの陳情第42号ですか、これも陳情が出ておりますがその陳情の中で処理概要、県の説明が出ておりません。1番目の在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定を国会で承認しないことということに対して

ですね、県の概要が出ておりませんがそのことを少し聞いてから僕は再度質疑したいと思います。

○上原昭知事公室長 処理概要に明確には記されていないかと思いますが、基本的には、その趣旨はこの協定は県民の基地負担の軽減につながるということで、県としては特に反対をする必要はないと考えております。

○中川京貴委員 私もそう思っていて今質疑いたしました。実は沖縄の基地の整理縮小、沖縄から基地を少しでも、極端にいうと一坪でもですね、整理縮小していこうというときに、この予算をどこが出すか、アメリカが出すか日本政府が出すかということは問題ではないと思っているんです。沖縄から基地の整理縮小をして県民の負担軽減を図るためには、あらゆる手法を使って基地の整理縮小をすべきだと。それにももちろんこれはアメリカ政府の予算で基地の全面返還ができる、これが可能であればこれにこしたことはないです。過去を見ても戦後60年余りもこの基地問題とかかわってきて整理縮小が実現できなかったのと、普天間飛行場が動かなかったこと、嘉手納基地の騒音問題、外来機をとめることもできなかった。それを考えたときにやはり基地のそばで暮らしている皆さん方は、一坪でもいいから返還してほしい。また、基地の負担軽減を図りたいと思う人たちは、お金は米軍が出そうが日本政府が出そうがだれが出そうがいい。今の基地負担を軽減してほしいという思いがあるならば、今、知事公室長が答弁したとおりだと私もそう思っています。そういった意味ではやはりお互い共通認識をしっかりとってこの件に関してはこうだと、またこういう基地問題はこうだと、また交渉もしながらそうすることによって基地の整理縮小ができると。その一つの理由は嘉手納飛行場にあった海軍洗機場、駐機場、移設が決定していますよね。それを決めた後に、また新たにこっちに基地建設されるとやぶ蛇なんですよ、私たちは。それをしないように粘り強い外交が必要だと思っています。そのためにもけんかばかりやるのではなく、交渉するときはしっかりと交渉していくと。そして譲らないときは譲りませんよという姿勢が大切だと思っていますけども、知事公室長の見解をお伺いしたいと思います。

○上原昭知事公室長 基本的に今おっしゃったとおりでございまして、この普天間飛行場問題の解決というのいろいろな反対の声もいっぱいございますが、しかしそういう中でも現実に宜野湾市の市民を中心とした周辺の住民の皆様が困っているわけですから現実にその負担をなくしていくと。これはあと6年も

すれば、ある意味では早ければ6年かければ実現するわけですから、1日でも早い基地問題の解決に現実的に努力していくということが大切かと思っております。

○中川京貴委員 やっぱり仲井眞知事はこれだけ多くの県民の支持を得て知事に当選しました。そしてその期待と希望もあります、県民は。そして知事も今、一生懸命先頭に立って基地問題にも取り組んでおりますので、やはり今この時期に仲井眞知事だからしかできない米軍との話し合いもありますし、政府との交渉もあると思います。そういった意味では、3年過ぎましたけれどもあと1年、2年で解決できなければ、あと1期仲井眞知事に頑張ってもらって沖縄の基地の整理縮小を実現させていきたいと僕は思ってますけど、知事公室長はどう思いますか。

○上原昭知事公室長 3年めどの危険性の除去については、鋭意、防衛省、外務省等々に申し入れを行っているところでございまして、どのような形で実現が図れるか国の壁はかなりかたくてなかなか前進しない状況にあります、しかしながら2年前の政府側の発言から見ますと、ほんのわずかではあります。前進しているんじゃないかと。ずっと粘り強く言い続ける、あるいは具体的な提案をすることによってその辺の壁も少しずつ開いていくと考えております。そういうことで、知事の任期中にできるだけその問題が一步でも前進することを期待するものでございまして2期目の件については、ちょっと答弁は差し控えたいと思います。

○中川京貴委員 知事公室長。最後に、県の姿勢としてぜひお願いしたいのは、嘉手納飛行場を使用した普天間飛行場の嘉手納統合案も含めて話が出ておりましたし、また沖縄本島中部地区が一つになって三市町連絡協議会をつくってこれも阻止しました。そして嘉手納飛行場を使用した落下傘訓練、伊江島で行っている落下傘訓練も強風のために伊江島ではできないということで嘉手納飛行場で訓練した経緯もあります。それもやっぱり地域運動、嘉手納町だけではもうできないということで沖縄市、北谷町も含めて、三市町連絡協議会で反対決議、反対行動をしながら落下傘訓練も住民運動で阻止しました。しかしながらやっぱり県の後押しが足りないんですよ。その辺も地元が望むことを、日米安全保障条約とかそういったことではなくて、その中でも十分地元の声が反映させられる県政であっていただきたいということをお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 何点かお願いいたします。

まず最初に陳情第14号の米軍所属のセスナ機墜落事故についてですけれども、刑事部長にまずお尋ねいたします。処理方針の中で3月9日にパイロットを航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、航空法違反で事件送致しましたとありますけれども、その件につきましてこれは確定するとどういった処罰が科せられるのか、どのような処理方法が想定されるのか説明をお願いいたします。

○日高清晴刑事部長 この航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律違反、これについては過失を処罰する、という法律でして3年以下の懲役、20万円以下の罰金です。それから航空法違反については、これは飛行機が飛ぶ前に届け出を出さないといけないというような規定がありまして、これが国土交通省まで届いていなかったということで50万円以下の罰金です。

○山内末子委員 ではこのパイロット自身の、被疑者としてということでありますけれども、この事故に対するパイロットの損害賠償についての支払い義務ですとかそういうところは生じてこないのかどうか。この間この件が公務中なのか公務外なのかということで議論が分かれていましたけれども、その辺も含めて今の内容的なことをひとつお願いいたします。

○日高清晴刑事部長 これについては、公務外だということで認定して事件を送っています。

○山内末子委員 それでは公務外で本人としても航空法にも違反をした航空であったと。その中でですねその前の段階で、今、損害賠償について当事者間との調整が行われているということになっておりますけれども、その当事者間というのは一体だれとだれの当事者間になってきますか。

○日高清晴刑事部長 その航空法とか、この航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、これについては損害賠償の規定はないんです。本人を罰する規定しかないんです。

○山内末子委員 それではその前のページの、これは知事公室長にお伺いいたします。今この中で、前のページにおきますと沖縄防衛局はしっかりと今防衛本省に損害賠償請求の関係書類を提出しており、現在、日米間で調整中とありますけど、その日米間の調整は一体どこどこが行っていくことになってきますか。公務外ということですから。

○又吉進基地対策課長 ただ今の損害賠償の件につきましては、日米地位協定の第18条第5項というものに取り決めがございます。公務外であればこの加害者というんですか、賠償責任を負うということになるんですけども、その交渉につきましては現在沖縄防衛局と米軍の間で交わされていると承知しております。

○山内末子委員 では、もう一度確認いたします。この事故はパイロットの過失によって起こった事故であり公務外だったということですよ。公務外の中での事故であったと。その件については損害賠償について今、交渉は防衛省がやっておりますけどその支払い義務についてはどうなってきますか。

○又吉進基地対策課長 ただ今申し上げましたように、日米地位協定第18条第5項でこの原因者というんですか、加害者が支払い責任を負うんですけども、支払いができないとそういう事情があった場合は、これは米国政府が肩がわりをするということになっております。

○山内末子委員 それについてまだ確定をしていないということによろしいですか。

○又吉進基地対策課長 現在、そういったものも含めて調整中であると聞いております。

○山内末子委員 もう事故から半年近くたっておりますし、今この農家といたしましては本当はさとうきび作で、さとうきびを出して出荷をして出荷料金が入っている時期なんですよ。そういった関係から含めても、本当にまだまだ調整中という言葉の軽さというんですか、その辺をもう少しはっきりとこれについてはですね。被疑者もはっきりとしてますし、先ほどもありましたけどその辺をもっと強く要請とか早目にやってもらえるような体制というものができないのかどうか。ただこう、待っている状況というように見えるんですよ。

県の姿勢をもう少しはっきりと示して、もしかするとこの方からするとパイロットは損害賠償を払えませんので、これは肩がわりしてくださいということにもなる可能性もあるんですよね。今まだ全然見舞金とかも出てないんですよね。ごめんなさい、あちらこちらにいつているんですけども、今まだ全然どこにも見舞金も出してませんし、それから損害賠償についてもまだ一切そういったものについては出されていないということですよ。確認いたします。

○又吉進基地対策課長 現在、調整中ということですので、おっしゃるようにまだ支払いはなされていないと考えております。

○山内末子委員 これは県のほうからもいつまでにと明記をして、はっきりとそれは言うべきだと思います。ここまで長く続いていてなぜどこでこんなふうにとまっているのか。その辺もしっかりと究明してください。そういうことをやったことがありますでしょうか。

○又吉進基地対策課長 現時点では県警察によって事件送致をされたということでありまして、その捜査はまだ検察で続いている状況でございまして、県としましては適宜そういった情報もとりながら対応していきたいということでございます。

○山内末子委員 ぜひもう早目の、本当に1日も早い対処をお願いしたいと思います。それからその中で一つ。精神的なケアについてもこの間ありましたけれどもそのことで住民の皆さん、子供たちとかにそういった関係で何らかの対策を講じたのかどうかそのことについてもお聞かせください。

○又吉進基地対策課長 特にとりわけ近くに小学校があったということで、当時その小学生等に対する精神的なケアというようなものが問題になったと承知しておりますけれども、ちょっと今手元に具体的な書類がないんですけれども、教育庁において専門家を派遣する等の処置をしたと伺っております。

○山内末子委員 事故というのは関係者以外は忘れられていって、その思いというものも薄くなっていくんですけど、やはり関係者、見た方々、そういう子供たち、地域の皆さんからすると本当に忘れられない事故だったと思いますので、そういった意味で時間はたってますけどこれからまた思い出してということもあるかと思いますが、そういう精神的な問題というのは。そういうことも含

めて引き続き継続したケアをお願いしたいと思います。次に進みます。

陳情第30号について、金武町伊芸区の問題ですけれどもこの問題についても今また先ほど答弁がありました。実はけさの新聞に金武町伊芸区のほうで財産管理団体、伊芸財産保全会ですか、その保全会が今回の被弾事件の未解決に抗議という形で軍用地の賃貸契約を拒否したということで決議をしておりますけれども、この件につきまして知事公室長の見解を一つ、まず先をお願いいたします。

○上原昭知事公室長 新聞によりますと平成22年度以降の賃貸契約を拒否したいというふうな内容になっておりますが、金武町伊芸区民の強い怒りのあらわれかなと思っております。

○山内末子委員 これが拒否されるとなりますと、その基地全体に起きます影響というのはどういう形で受けてきますか。

○上原昭知事公室長 具体的に金武町伊芸区の土地がどのように存在しているか、今はつかんでおりませんので、どのような影響があるかについては承知しておりません。

○山内末子委員 これはとても大変なことだと思うんですね。金武町伊芸区はこれまでもいろいろこういった事件・事故とかあっても、伊芸財産保全会の皆さんたち、ずっと60数年間の軍用地料で生活をしている皆さんもいるからといって、なかなかそういうところに踏み込めなかった。どんな事件があってもどんな事故があっても、そこまでは踏み込めなかったということが今回のこれは大きな決断なんです。そういう決断をした報道を見て、知事公室長は何か少し他人事かなと思うんですけれども。やっぱりこういう朝一番に見たら私だったら、もう少しこれはどうなるんだということを具体的にもう少し丁寧に受けとめてくれるのかなと思ったんですけれども、何か、そんなにたいしたことないという受けとめ方ですか。

○上原昭知事公室長 金武町伊芸区民にとっては非常に大変な決意を表明したことだなと感じております。

○山内末子委員 本当に大変な決意だと思います。そういう意味で今回総務企画委員会の中でもちょっとありました自衛隊の使用問題ですとか、そういう問

題も含めて金武町伊芸区の皆さんたちが早目の解決と、これまでうやむやにされてきたっていう、そのうやむやにされていたこの事件・事故についてももう少し県としての姿勢を本当に明確に、私たちはしっかりと金武町伊芸区と一緒にともに歩むんだという姿勢を金武町伊芸区の皆さんに見せていかなければ、これは今後、来年のことですけれども本当にこれからの基地の問題、キャンプ・ハンセンの問題、沖縄県の全体的な問題、これ波及していくことかと思しますので、ぜひ早目にこの件についても金武町伊芸区のほうにもどうなってるんだということも含めて処理をしていただきたいなと思っております。

続きまして陳情第42号のグアム移転協定についてなんですけれども、先ほど来協定、あるいは条約についての議論がありましたけれども、実は先週私たちは民主党のほうの皆さんとお会いをいたしまして、その時にその中であったのが外務委員会の発言の中で、この協定書には破棄条項がないと。なぜこの破棄条項が入っていないんだというような質問の中で、政府対政府のことですので、今年政府がかわれば政府がかわった時点でこの協定はもうないんだよと言えば、それはそれで破棄と同じだというようなことをおっしゃってました。そういう解釈の違いかなとも思いますが、そういうことについてこの協定自身が実際に生きているのは今の政府があるうちだと私たちはそのときに理解をしたんですけれども、その件についてどのような認識を持っていられるのか。

○上原昭知事公室長 そのような法的な知識が必ずしも十分ではありませんので、ちょっと初めて聞いたお話ですので承知しておりません。

○山内末子委員 この協定自身が、やはりそういったものもすべて含んできているんですね。政府がかわる前にだからこそ予算の措置をするような、その協定をつくり、その中で予算措置をしながら言うなれば既成事実をつくってしまう。既成事実をつくってしまっても歩き出したら、政府がかわっても予算がついているからとかそういう形で進めていきたいのかなと。そういうふうなものが、もうありとあらゆるいろんなところから見えてくるような協定になっているんですよ。だからそういう意味での縛りですとか、縛りをかけたいがための協定で急いでやったような協定の中で本当にいろいろと考えなければならぬところがいっぱいあるんですけれども、そういうことについても知事公室長としてはこの問題を本当に基地軽減につながっていく、そういう協定だという認識を持っていられるのか、もう一度お願いいたします。

○上原昭知事公室長 基地負担の軽減につながる協定だと理解しております。

○山内末子委員 私たちが最初に普天間基地を考えたときに、やはり一番最初にあったのが普天間基地の危険性の除去が一番基本だと思うんですよ。それがいつの間にかいろんなものがくっついてきて、まずそれをやらなければならなかったというところで、いろいろな問題に波及して行って今こういうパッケージ論になっていますけれども、ではその普天間基地をどうするんだというところで議論が今全く見えなくなっているような状況もありまして、これが負担軽減でかえって基地の過重負担になってしまう。そのいろんな模索の中でこの沖縄が踊らされているというような思いがとてもするものだ。この協定自身についてこれは政府対政府とかではなくって、やはり沖縄がこの協定についてどうするんだという、どうつなげていくんだということをもっと具体的に沖縄の問題として、我々当事者がしっかりと協議をしていくというシステムがないといけないかなと思うんですけれども、その辺はどういうふうに見解を持っていますか。

○上原昭知事公室長 普天間飛行場の問題については、これは長い歴史があるわけですし当然県外あるいは国外に移設すべきだというのが県民のほとんどの意見だったと思います。しかしこの間の長い経緯の中で、名護市が受け入れを表明して名護市に移すということになったわけでございまして、そういう意味では先ほど委員からの発言でもありましたように、いろんな課題がありますがやはり普天間飛行場の返還・移設を行うということが原点だと思いますので、その点で頑張っていく必要があるだろうとっております。グアム移転協定については、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場から南の施設の返還につながるものでありますので、やはりこれを日米合意したその中身を、これはあくまで協定という法的な形の中での確認あるいは予算の問題だと思っておりますので、これは当然合意した事項の政府間の協定だと、やはり政府間で協議されるべき内容だと考えております。

○山内末子委員 本当、解釈の違いがあるかと思っておりますけれども、政府間の合意だからこそ我々沖縄の県民が何も言えないのかといったらそうじゃないと思うんですよ。県民がしっかりと、我々はこうなんだという姿勢が全くないんですよ、今の県の姿勢の中に。これはもう政府対政府、アメリカと日本政府の問題で、では沖縄はその中で本当に翻弄されながらも何も言えずに黙ってその中でなるようになるような形で、ただ見ているだけという形になっては、私はこれは大きな将来に向けて禍根を残すことになると思っておりますので、そう

いった意味で、政府対政府だからとか合意形成だからとかとあきらめずに我々沖縄の本当の独自の姿勢というものを、もっと本当にしっかりと今見つめ直さなければならない時期だと思っておりますけれども、知事公室長は全くそれについてはやる必要はないという考えでしょうか。

○上原昭知事公室長 昨年、仲井眞知事も普天間飛行場問題についての基本的な考え方を示してございます。何もしていないということではなくて、まさしく普天間飛行場を移設させるために一生懸命取り組んでいるところでございます。今後ともその方針で県としてしっかりと取り組んでいく必要があると思っております。

○山内末子委員 そういう、本当にちょっと姿勢的にも私たちの感覚とはちょっとニュアンスが違うし、いろんな意味で乖離があるのかなと思っておりますが、やっぱり県民の総意としては普天間飛行場移設の次にある名護市辺野古への新基地建設、これが大きな問題でもありますのでそういった意味でもっと私たちもしっかり今協議をしていって、県と一緒にいろんな形で県民の本当に望んでいる基地負担の軽減を見つめ直してまた考えていきたいなと思っております。それを申し上げて終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 14ページの米軍基地再編・新基地建設に反対する陳情の中で、1番目の「危険な普天間基地を早期に無条件全面撤去すること」ということに対してですね。3年めどの閉鎖状態の実現について政府に強く求めているところでありましてという説明になっているんですが、先ほど知事公室長は6年以内にはそのめどがつくという説明をされてましたね。

○上原昭知事公室長 普天間飛行場は2014年までの移設を今目指しておりますので、早ければ6年後には返還される可能性が高いと考えております。

○新垣清涼委員 知事は3年以内の閉鎖状態の実現ということをおっしゃっていますよね。それは間違いはないですか。

○上原昭知事公室長 3年めどの閉鎖状態、と知事は申し上げております。

○新垣清涼委員　そうしますと3年以内の閉鎖状態は目指すけれども返還はゆっくりでいいと。3年をめどとするとですね。この間も知事はことしいっぱいですよということで、それをめどに頑張れるとおっしゃって答弁されてますよね。そうすると3年をめどに閉鎖しようと目指すけれども、返還はゆっくりでいいと。そういう立場なんですか。

○上原昭知事公室長　2014年までに普天間飛行場の返還を目指す、それに向けて今取り組んでいるわけですが、移設がされるにしても今のままで6年間もこのままにしておくことはやはり市民が納得できないということで、部隊の一時的な移駐でありますとか訓練の分散実施とかいうふうな形であらゆる手段を講じて運用が軽減される状態、それに向けては日米両政府でもっともっと努力してほしいというのが趣旨であります。

○新垣清涼委員　3年をめどにね、閉鎖状態を求めるのであれば当然そこは同時に返還を求めるのが筋だと思うんです。今おっしゃるように3年をめどに閉鎖状態は求めるけれども、米国と日本政府が米軍再編の中で結んでいる協定、その2014年までの返還でいいよというような態度といいますか、そういう方針を発信することによってやはり県民の、県が求める危険性の除去だとか基地の整理縮小、県民の負担というのを求める発信がとても弱くなると思うんです。その辺はどう考えますか。

○上原昭知事公室長　2014年までに返還というのはもちろん県外とか海外とかができればいいんでしょうけど、これは今からやり直すとなると6年どころか10数年かかるんじゃないかという懸念があるわけですし、そういう意味では現実的な解決を図るために、今日日米両政府が進めている合意のもとで県も積極的にそれを同じ方向で取り組んでいく、それが必要だと考えております。

○新垣清涼委員　先ほど中川委員もおっしゃっていたように、やはり譲るときには譲るということあるんでしょうけれどもここで県民が求めていることをしっかりと強く、いつも知事公室長は粘り強く表現されているんですが、ここはやはり普天間の基地は危険きわまりない基地なんだということのはっきりとしているわけですから、そういう意味では強く求めるということが大事だと思うんです。ですから例え日米安全保障条約を認める立場であったとしても、金武町伊芸区の地主の皆さんが私たちはもうこの中止を求めなければ、軍用地使用

の契約さえも拒否しますよという、あれは強い態度だと思うんですね。そういう意味では日米安全保障条約を認めている県知事の立場としても、これ以上危険きわまりない基地を黙認するわけにはいかないと。だから3年以内に閉鎖しようと、3年をめどとした閉鎖状態を求めて、即返還を求めるという態度を強く打ち出さない限り、あなた方はゆっくりでいいと言っているんだよ、だから政府も米国もそういう意味では、県は適当に何やかんや言っておけば黙ってくれるだろうというような弱いサインになってしまいかねないと思うんですね。そういう意味ではやっぱり強く求める時は強く求めるという態度が必要だと思うんです。そういう意味で強い決意をいただきたいんですが、どうでしょうか。

○上原昭知事公室長 普天間飛行場の危険性を除去するためにはもちろん、現在の危険性をですね、例えば部隊を一時的に移駐したりあるいは訓練をどこかでやってもらうと。しかしそれはあくまで一時的なものに過ぎないわけです。やはり根本的な解決を図るためには、この一日も早い普天間飛行場の返還を実現する必要があると。そのためには今まで取り組んでいるこの経緯を考えると一番早いのは名護市辺野古しかないわけですし、そのほかに県外・国外を考えるにしても実現の可能性は非常に低いわけでごさいますして、そういう意味ではこの一日も早い返還を実現すべきだと。それが原点だと考えております。

○新垣清涼委員 知事公室長、私たちは求める側なんですよね。危険きわまりない基地だから一日も早く閉鎖してくれと求める側なんですよ。部隊を移動するとどこで訓練するとかいうのはアメリカの海兵隊が考えればいいんです。沖縄県の皆さんがですね、県知事がイッターアマガマシドー、あそこでやったほうがいいよという話をする立場じゃないんですよ。私たちは県民の命と財産を守るためにそれは困ると、だめだということを強く求めるべきであって、いや、今行くところがないからちょっと待ってくれというような話は、これは知事公室長が答えるべき問題じゃないと思いますよ。私たちはもっと強い—そういうことをおっしゃるからアメリカも日本政府も県はそういうふうにして自分たちの立場をちゃんとわかってくれているさという話になるんですよ。そういう発言は今後は慎むべきだと思うんですがどうでしょうか。

○上原昭知事公室長 私は、知事が2年半前の選挙で普天間飛行場問題の解決ということで公約に掲げて当選したわけでごさいますして、その知事の指示のもとに発言しているわけでごさいますして、知事からそういう命を受けて今の発言もあるわけでごさいますして、だれが知事公室長になろうとも今の知事のもとに

ある限りは同様な答弁をせざるを得ないと。

○新垣清涼委員 知事公室長、私が言っているのはアメリカの立場や日本政府の立場の発言はいけないんじゃないですかということを行っているんですよ。県民の立場に立って、知事がおっしゃったのは、知事の公約はアメリカの立場での公約だったんですか。県民の立場の、3年をめどとした閉鎖状態を求めるということじゃなかったんですか。

○上原昭知事公室長 知事は県民の立場に立って現在の政策を主張していると理解しております。

○新垣清涼委員 ですから先ほどの知事公室長の発言も県民の立場でないといけないと思うんです。そういう意味ではアメリカの立場に立った、訓練を一時的に移してもまた返ってくるんだからというような、そういう相手の状況に理解を示すような発言は、沖縄県の知事公室長としては慎むべきじゃないですかということを行っているんです。

○上原昭知事公室長 危険性を除去するために訓練の分散や部隊を一時的に移駐してもこれは抜本的な解決にならないわけですし、そういう意味で抜本的な解決を図るためには普天間飛行場そのものを返還してもらおう。それ以外にないわけですから一日でも早い返還移設に向けて取り組むのが今の仲井眞知事の政策だと考えております。

○新垣清涼委員 ですから、おっしゃることはわかりますよ、私はわかります。でも一時的にせよ普天間飛行場の部隊がよそで、県外あるいは国外で訓練をしてくれることにおいては宜野湾市民にとって非常にいいことなんです。例え一時的であったとしても、その間は危険性が落ちるわけだから。だからそれを何度も何度も強く、知事公室長がおっしゃるように粘り強く何度も何度も言い返せば、彼らはここに来づらくなると思うんですね。ラムズフェルド元米国防長官も望まれないところに自分たちの軍隊は送りたくないということを出しているらしいですよ。そういう意味では私たち県民がやはりここは一つになって、だめなものはだめだということをはっきりと知事を先頭にしてやるべきだと思います。

次の金武町伊芸区の流弾事故についてもですね、ちょっと今の状況からして非常に歯がゆい思いをしています。この処理概要、25ページですね。見ると鑑

定結果については、M33ボール・50口径普通弾の弾芯と同種の物であるということですが、これは米軍が認めて県警察が発表していますね。そういう理解でよろしいですか。

○日高清晴刑事部長 鑑定の結果、米軍が使っている弾と同種の弾であるという結果が出ておりますが、これが自分たちの物と認めているということはないです。

○新垣清涼委員 そうしますと県警察は米軍が使用しているあらゆる種類の弾を入手して鑑定をされたのか。それとも現場に行かれて残された弾芯と照合して、その結果の鑑定結果なんですか。

○日高清晴刑事部長 弾については米軍が使っているのを米軍から提供してもらっています。鑑定した弾についてはですね。

○新垣清涼委員 そうしますと、彼らは自分たちが最近の訓練で使ったものではないという表明をしていると思うんですが、県警察としては米軍が使っている弾と現場に落ちていたものと同一の物である結果を得て、現場への捜査といえますか、調査といえますか、そういうのはされたんでしょうか。

○日高清晴刑事部長 現場での調査といえますと、発生現場での調査はやっております。

○新垣清涼委員 発生現場ではなくて、米軍がこの現場に落ちていた弾と同等のものが使われている場所です。そこでの調査はされていますか。

○日高清晴刑事部長 この弾については、どこで使われているのかということの確認に至っておりません。

○新垣清涼委員 どこで使われたかは確認されていませんけれども、この弾と同種の弾を使っている射撃場がありますよね。

○日高清晴刑事部長 これについてはあるかどうかその辺もまだ確認はしておりません。

○新垣清涼委員 そうするとまず現場の状況、訓練の状況からして普通に米軍のほうから飛んできてると我々は一般市民として疑うわけです。そしてレンジ4とか、どこからか飛んできたんじゃないかと我々は疑います。警察もあらゆる事件・事故のときにはそういう想定で調査はされるんじゃないですか。なぜそれができないんですか。

○日高清晴刑事部長 近くに米軍基地があるので必ずしも米軍基地じゃないということは言うておりません。飛んできた可能性も全くないわけではないんです。だからといって、そこまでの捜査は今のところやっております。

○新垣清涼委員 もう一度聞きます。そういう状況証拠の中で警察は、普通ですよ、市民的な感じとして、たとえ否定されても、いや調査はさせてくれという事でやるべきだと思うんですがどうでしょうか。

○日高清晴刑事部長 県警察としましては、現在米軍当局に対してその当時訓練していたのはどの部隊なのか、どういう銃器を使っていたのかなどについて照会しているところです。

○新垣清涼委員 それはいつ照会を出されて、現在まで何日たっていてその間にどういう返事が来たんですか。

○日高清晴刑事部長 これについてはもう3回照会しているんですが、いまだかつて回答はないというような状況です。

○新垣清涼委員 いつされているんですか。

○日高清晴刑事部長 照会につきましては、12月15日付石川警察署長から海兵隊の憲兵隊あて、それから12月16日付海兵隊の憲兵隊司令官あてですね。それから、ことしの2月13日に同じ石川警察署長から憲兵隊司令官あてに照会をしております。

○新垣清涼委員 やっぱり歯がゆい思いを皆さんもされていると思うんですね。私だけじゃないでしょ。知事公室長、やっぱりこういう状況なんですね。要するにそういう疑わしいところを調査もできない、捜査もできない、沖縄の県民の人権がこれだけ軽んじられている状況で、やはり私たちはこういうとき

にね、やはり知事を先頭にして、先ほども提案がありましたように基地を抱える市町村の首長も一緒になって、例え日米安全保障条約を認める立場である首長であっても、知事であってもこれ以上県民の命やあるいは人権を守れない状況のときには徹底的に抗議するよと、ある意味では抗戦するよというようなことを表明すべきだと思うんですがどうでしょうか。

○上原昭知事公室長 今回の案件に関して、米軍は最終報告書で具体的に明らかにするというようなことを言っているわけですが、いくら否定しても多くの県民が米軍のものではないかというふうな疑問を持っていることは事実でございます。そういうことで、米軍としては県民の不安や疑問に対して答える義務があると思いますので、もし米軍のものでないとしても、では米軍は実際にどういう安全対策を講じているのか、その辺を明らかにしない限り県民は納得できないと考えておりますので、県としてもその辺を徹底的にですね、まずは明らかにしてもらわないと今後の防止対策にもつながらないわけですから、その辺を求めていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 最後になりますけれども、ここにも書いてありますように、どのような調査を経てそのような結論に至ったのかなどについて、詳細な調査内容を説明すべきであるということで、求めていくと今おっしゃったんですが、求めたことはあるのか、そしてその経過について何らかの反応があったのか、それについてちょっとお聞きします。

○上原昭知事公室長 事故と申しますか事件と申しますか、その直後にもいろいろ申し入れをしておりますが、3月3日付で私のほうから、海兵隊の外交政策部長、外務省の沖縄事務所副所長、沖縄防衛局の管理部長あてに銃弾事案の原因究明について徹底して行い、そして県警察に協力するとともに、詳細な調査内容の説明や、場合によっては現場での視察説明等も含めて対応するようということをお願いしております。

○新垣清涼委員 それは文書でですか、口頭でですか。文書であれば資料がいただきたいんですが。

○上原昭知事公室長 一応、電話で口頭で申し入れをして、それと同時に英文と日本語のペーパーを送っております。

○新垣清涼委員 委員長、資料を後でいただきたいのですが。

○渡嘉敷喜代子委員長 では資料を後でよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 ちょっとお伺いしたいんですが、流弾に注意という看板が沖縄自動車道の金武町の近くにあるんですよ。あれをごらんになってどう思いますかね。

○上原昭知事公室長 残念ながらまだ見ておりません。

○玉城満委員 ごらんになっていないんですか。

○上原昭知事公室長 現物そのものは見ておりません。

○玉城満委員 あれはですね、実は金武町伊芸区にとっても大変なことですが、観光客が向こうを通るとあれは何だとなるんですよ。あの地域でも首がすくんでしまうというようなことがやっぱり起きてくるわけですよ。これは確かにこの沖縄県民にとっても大変ですが、今は観光立県としてやろうとしている沖縄県のあらゆるところに波及しているということですね。その辺をもう少し真剣に考えていただきたいということと、先ほどのセスナ機の事故に関してもそうです。流弾事故に関してもそうです。みんな打てどならせど全然響かない、豆腐にくぎみみたいな。余りにも解決へのスピードがなすぎます。今後これでいいのかどうかということをもう少し真剣に考えていただきたい。言いたいことは何かと言いますと、どこに解決の糸口があるかというような、こういう模索をやられているかどうかをちょっとお伺いしたいですね。

○上原昭知事公室長 確かにこのようなことでいくと、このようなことではいけないと思っております。しかし米軍が沖縄からいなくなる限りは、訓練はあると思います。そういう意味ではやはり県民に負担を与えないような軽減策ということを粘り強く訴えていくと。それ以外に今のところは具体的にどのような解決の道筋があるかとおっしゃられても、その辺を粘り強く徹底していく意外にはないのかなと考えております。

○玉城満委員 例えば今若い人たちがお笑い米軍基地とか、今の若い人たちっていうのは基地に関してすごく、一時の若い人というか僕らが若かったころよりはすごく関心が強くなってきているんですね。だからそういう意味では沖縄県における一何と言えればいいのか、宣伝活動というんですかね、もうそういう県民運動に結びつくような、そういう企画もやっていくべきだと思います。余りにも金武町伊芸区の皆さんだけバタバタさせてはいけないと思うんですね。やっぱり沖縄県民が全体的にそれはいけないんじゃないかと、これはもう人権無視だというくらいまでの運動に発展させる何かの仕掛けを、県のほうでつくっていただきたいと。それを要望して終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋大河委員。

○照屋大河委員 金武町伊芸区の銃弾事故について続けて質疑いたします。3月1日に地元のほうで総決起大会があったようですが、知事は出席せずにメッセージだけの対応だったということではよろしいでしょうか。

○上原昭知事公室長 そのとおりであります。

○照屋大河委員 大会の様子、当日の様子など県としてその状況を把握されていますか。どういう様子だったとか。

○上原昭知事公室長 担当職員が現場に行っております。

○照屋大河委員 陳情の処理概要の中で今回の流弾事故について、大会では確か、即時の演習の中止や演習場の撤去などを求めるような決議があったかと聞いています。しかし一方、県は先ほどから調査結果あるいは米軍からの回答が明らかになった時点で、演習からという場合には中止をするという対応なんですよね。観光の問題も先ほどありました、立て看板の件ですね。あるいは先ほどの、契約者の地主の皆さんの契約拒否という件について、知事公室長は地元の大変な決意だということなんです、県はその地元の決意に対して、いまだ結果を見てから中止を求めるという立場ですか。

○上原昭知事公室長 基本的にはそのとおりであります。

○照屋大河委員 この地域の声、先ほどからたくさんの委員からもありました、それをもってしても即時の中止というのは求められませんか。

○上原昭知事公室長 先ほども答弁いたしましたけれども、米軍としては自分の物ではないという発表をしたとしても、では何で自分たちの物ではないと言い切れるのかと、その辺の原因をきちんと明らかにする義務があると思っております。そういう意味で米軍は最終的な報告を詳細に発表すると言っておりますので、その結果も踏まえて今後の対応を行う必要があると。今は早く調査結果を公表すべきであると、それを強く求めているところでございます。

○照屋大河委員 その地域の思い、現場というんですかね、実際に事件・事故がある地域ですね。先ほど委員からもありました、県の対応と地域の思いとの乖離というのがこの辺かと思えます。うるま市の場合も原子力潜水艦に対する全会一致での決議だとか、県に上げていくと認められてしまうというふうな、悔しい、歯がゆい思いを、基地が集中する沖縄本島中部地域や金武町などでもそういう思いですので、改めてその実態を、思いを感じとっていただいた上で、そうであれば早急にもうしつこくしつこく事件の原因究明については求めていくか、あるいは私としては究明されるまでも即中止を求めるような強い対応を、県がしていくべきじゃないかなと感じていますので、今一度答弁をお願いしたいと思えます。

○上原昭知事公室長 現在、米軍が調査中ということでありますので、具体的な調査結果を明らかにして、それを受けてまた今後の対応をいろいろと決めていくということになるかと思えます。

○照屋大河委員 それでは続いて嘉手納飛行場の問題に移りますが、F22Aラプター戦闘機などの一時配備がありますが、それ以外に嘉手納基地に外来機などの訓練を把握することは可能ですか。

○上原昭知事公室長 日常的に外来機は来ていると思うんですが、それについて詳細が米軍側のほうから、あるいは沖縄防衛局から内容が公表されておられませんので、例えばF22Aラプター戦闘機についてはありましたけれども、ない場合については承知しておりません。

○照屋大河委員 F22Aラプター戦闘機のような一時配備は連絡があり、そのた

外来機の飛来については特に連絡をしなくてもいいという状態なんですか。

○上原昭知事公室長 米軍としては運用上の理由によって内容を明らかにできないという説明を、沖縄防衛局を通じて我々は受けております。

○照屋大河委員 嘉手納飛行場に所属していない、常駐していない戦闘機がこちらに来るとするのは、運用上を理由にしているんですか。

○上原昭知事公室長 来ているかどうか、何機来たのか、いつ来たのか、そういうことについて米軍は明らかにしていないということでもあります。

○照屋大河委員 例えばこれを今周辺地域の皆さん、爆音訴訟もありますが、非常に負担が増しているという実感が実際なんですよ。それを訴えていますので、そこはしっかり県として外来機が来る、あるいはほかの地域からやって来るとするのはしっかり報告しなさい、というような取り組みをするべきではないですか。

○上原昭知事公室長 最近、この2月、3月は非常に騒音が増加しているという実態について我々もそう認識しておりまして、そういう意味でもっと米軍は運用を軽減すべきだということを申し入れておりますし、今度ともそれについては常に申し入れていきたいと思っております。

○照屋大河委員 普天間飛行場や嘉手納飛行場もそうですが、地元自治体が目視調査などということで実態把握に、あるいはこれは負担が増しているということの証明として、あるいは住民の被害を強く訴えていく材料として、実態把握などをやっていますが、この外来機あるいは騒音の回数について県としての取り組みは今どのような状況ですか。

○上原昭知事公室長 日常的な騒音の調査は行っております。ただ、それが常駐機なのか外来機なのかについては承知はしておりません。

○照屋大河委員 先ほどから問題解決について、訪米の話もありました。地元の声をしっかり届けていく、関係機関、米軍あるいは日本政府にですね、やるためにもしっかり外来機の把握とか騒音の把握、地元自治体が行うような現場でのしっかりとした調査を今後するべきじゃないかなと思うのですが、県の対

応を。

○上原昭知事公室長 嘉手納飛行場の騒音問題について、現在、海兵隊の軽減等について、日米再編も含めて、県も積極的に取り組んでいるところでございます。そういう意味でいうと嘉手納飛行場の騒音問題の解決については、空軍とかあるいは海軍の飛行機とかいろいろございます。そのような実態を嘉手納飛行場に来て訓練するというようなことはやはりもっと自粛、あるいはなくすべきだと思っております。今後は調査も含めて具体的な解決に向けての取り組みを検討していく必要があると思っております。

○照屋大河委員 この嘉手納飛行場周辺地域の殺人的な爆音、解決にはぜひ強い姿勢で臨んでいってほしいと思います。

それから陳情第47号、爆音訴訟団からの陳情なんですが、4番にコンター見直し作業についてとありますが、先ほどの実態調査を含めて、今周辺地域は住宅防音工事助成対象区域などが道一本で隔てられたり、空から振りかざす爆音についてなぜこの道一本で差が出てくるのかという地元の地域の不満などが日常的にありますので、先ほど申し上げた現状の実態把握と同時に沖縄防衛局が今調査をやっているんですかね、見直し作業について。それについては広く爆音被害を受ける地域が認定されるような、救済されるような申し入れをしていくべきじゃないかなと思うんですが、県の対応をお聞きします。

○又吉進基地対策課長 ただいま照屋委員がおっしゃいましたように、沖縄防衛局におきましてはコンターの見直し、住宅防音工事助成対象区域第1種地域というものを見直すために調査を行っているわけでございますけれども、県としましては渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通じまして政府に対して防音対象区域等の拡大を要請するとともに、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じまして住宅防音工事助成制度の拡充及び区域の拡大等を要請しております。

○照屋大河委員 基地の集中する地域であります沖縄本島中部地域、その課題解決には強く強く、今回の見直しの件もそうですが、爆音の軽減も含めて流弾事故・事件、それに対しても一々区民総決起大会をやっていかないといけないわけですから、そういうのをしっかり受けとめていただいて強い態度で関係機関、日米両政府に向き合っていただきたいと思います。これで終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を集結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、普天間飛行場燃料流出事故についてを議題に追加するか
どうか協議した結果、本件を議題にすることで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等、米軍基地
関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る普天間飛行場燃料流出事故について
は、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いた
いと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。
休憩いたします。

午後 3 時 36 分 休憩

午後 3 時 58 分 再開

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

普天間飛行場燃料流出事故についてを議題といたします。
ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。
上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております普天間飛行場燃料流出事
故について県の対応を御説明いたします。

3月3日午後8時50分ごろ、普天間飛行場において燃料貯蔵所からホットピ
ットタンクへ燃料を補給した際、装置の誤作動により航空機燃料が流出すると

いう事故が発生しました。県は3月5日午後、沖縄防衛局から事故に関する通報を受け、同日、関係課と情報を共有するとともに、被害の状況等を確認したほか、沖縄防衛局に対し適切な燃料管理及び速やかな通報体制の徹底等を要請しました。また、翌3月6日には、海兵隊外交政策部あて事故の詳細についての説明、事後対応等を要請したほか、基地周辺からの事故現場の確認を行っております。

さらに3月13日には普天間飛行場に立ち入り、事故現場での今後の対応や移動先における処理方法、再発防止策などについて確認し、米軍側の措置状況の把握に努めたところであり、県としては、米軍が燃料漏れを起こしたことは県民に大きな不安を与えるとともに、米軍の施設の管理運用体制にも懸念を抱かせるものであり、極めて遺憾であると考えております。

米軍は二度とこのような事故を起こさないよう、事故原因の究明と公表並びに施設の管理を徹底し、再発防止に万全を期すべきであると考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

友利弘一文化環境部環境企画統括監。

○友利弘一環境企画統括監 ただいま議題となっております普天間飛行場燃料流出事故について、県の対応を御説明いたします。

燃料流出事故による周辺環境への影響を把握するため、3月5日に事故発生現場の下流域にあたる排水路の周辺を調査したところ、油のにおい等の異常はありませんでした。また、排水路から採水し衛生環境研究所において水質の分析を行った結果、燃料に含まれる可能性のあるベンゼン等の揮発性有機化合物は検出されませんでした。

また、3月7日に基地周辺の湧水4地点、9日に湧水1地点と5日に調査を実施した排水路の3地点、合計8地点について水質の分析を行った結果、揮発性有機化合物は検出されませんでした。

3月13日には沖縄防衛局を通じて宜野湾市とともに基地内へ立ち入りし、サンプルの採取及び写真撮影の禁止という条件つきではありましたが、燃料の流出状況の確認、事故の原因と応急措置の状況、燃料含有土壌を除去しランドファーマーミング法で処理することなど、米軍の措置状況の把握に努めたところです。

県としましては、その後の処理の状況を把握する必要があることから、燃料含有土壌の除去量や除去した燃料含有土壌の処理完了日等について報告するよう、3月16日に沖縄防衛局を通じて米軍に求めたところであり、

以上、文化環境部に係る対応について御説明いたしました。

○渡嘉敷喜代子委員長 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

これより、普天間飛行場燃料流出事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 報道からですけれども、800ガロンとか200ガロンとかという、実際には正確な量というのはわかるのでしょうか。

○又吉進基地対策課長 お答えいたします。当初の推定では800ガロンと伝えられたんですけれども、その後の現場における調査により、最終的には約200ガロン、その内100ガロンは回収されたということで最終的に回収できなかった量は約100ガロンということになっております。

○新垣清涼委員 その後調査した結果ということなんですが、当初は800ガロンのうち70ガロンの回収ということなんですよね。そうすると70ガロンは多分手元にあったからそう発表したと思うんですが、それを200ガロンにして100ガロン回収したということは、やっぱりそれだけちゃんとあったということで理解していいのでしょうか。

○又吉進基地対策課長 これは沖縄防衛局の説明によりますと、200ガロン漏れ出してですね、燃料流出を封じ込めるように設計されている油脂分離装置というものがあるようです。そこで流れ込んだのが約100ガロンということで、残り流出した200ガロンのうち100ガロンがそこに流れ込んで、残りの100ガロンが近接地に流出したと説明されております。

○新垣清涼委員 800ガロンから200ガロンにかなり数字を低く抑えてる気がするんですね。ですから、800ガロンから200ガロンに変更になったその根拠などの説明はあったのでしょうか。

○又吉進基地対策課長 量が変わった具体的な根拠というのは説明はございません。調査の結果、そうなったということでございます。

○新垣清涼委員 油が漏れて地中に浸透していつている部分もあるわけですね、現場の状況からして、新聞の記事等を見てはですね。そうすると、実際にはこの200ガロンじゃなくてもっとあったのかもしれない。普天間飛行場の場合は下は琉球石灰岩ですから、その近くにアラグスクガーがあります。それから西海岸地域には多くの湧き水があって、そこに出てくる可能性があるんですが、その近辺の住民から油のにおいがするという情報はないんでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 私ども文化環境部の職員が2回にわたって現場周辺の調査に行きましたところ、特にそのような油のにおいがあるとか、異常があるとかという情報が入ったということはありません。

○新垣清涼委員 発生から県のほうに連絡が入ったのは何日後ですか。どれくらい経過してから入ってますか。

○又吉進基地対策課長 発表によりますと、流出が起きたのは3月3日の午前8時50分だとされております。基地対策課に沖縄防衛局から連絡があったのは3月5日の午後4時50分でありまして、2日以上経過していたということでございます。

○新垣清涼委員 こういった事故が発生した場合には、何時間経過した後でもいいとなっているんでしょうか。

○又吉進基地対策課長 日米合同委員会で、事件・事故発生情報の通報基準というのはございますけれども、これは特に直ちにとか、すぐにとかは書いてはございませんけれども、基本的にすぐに通報されるべきであると理解しております。

○新垣清涼委員 県としては、直ちに通知をすべきだと申し入れをしていますか。

○又吉進基地対策課長 3月5日に一報を受けまして、当日は夕方で米軍に接触ができなかったものですから、翌日に通報がおくれたことにつきまして沖縄防衛局並びに米軍に対して申し入れをしたところでございます。訂正いたします。沖縄防衛局に対しては3月5日、米軍に対しては3月6日に通報を早期に

行うべきであると申し入れをいたしました。

○新垣清涼委員 調査の申し入れはいつ行って、いつどういう体制で行われて
いますか。

○又吉進基地対策課長 ただいま申し上げましたこの要請の中身なんです
が、4点ございまして、まず事故の詳細について説明を行うこと、2点目に管理を
徹底すること、先ほどの早期通報を行うこと、さらに事後対応ということで4
点要請をしております。この中で事故の詳細については直ちに説明をしていた
だきたいと申し上げております。

○友利弘一環境企画統括監 先ほどの概要の中でも御説明いたしましたけれど
も、3月13日の午前9時から約40分ばかりかけまして基地の中に入っております
が、私どもの環境保全課、知事公室基地対策課、加えて宜野湾市の職員、沖
縄防衛局の職員が入っております。

○新垣清涼委員 発生から10日を過ぎて調査をされていますね、しかも目視で
サンプルの採取もできなかったということですが、写真も撮れないと。こうい
うような調査で本当にその影響というか、そういったことがつかめるんでは
しょうか。

○友利弘一環境企画統括監 当日13日においてはどういう状況で、どうい
うところから漏れているのかという、いわゆる現場の確認というのを主にしており
まして、油流出による汚染状況の広がりはどうかというような状況を確認して、
それからどういう方法で土壌を浄化していくのか、そういうものを基地の担当
者に確認をしているということでございまして、その前に私どもは3月5日の
17時過ぎに連絡を受けまして、直ちに現場に行きまして、地下のほうの、宜野
湾市伊佐の排水路周辺の状況の感応検査、脂質の流れによる油臭はどうかとか
いうものもやるとともに、水をサンプリングいたしまして、5日にもやってい
ると。加えて7日と9日につきまして、湧水と、地下水ですね、それから排水
路も加えてサンプリングし検査をしたということでございまして。

○新垣清涼委員 それで、その調査で影響は把握できますか。

○友利弘一環境企画統括監 基地外への影響はどうかということございませ

が、測定結果から見ますと特にそういう燃料に含まれるベンゼン等の揮発性有機化合物は検出されていないということもございますので、地下水についても2回に分けてやっているという状況でございますし、今のところ、そういう異常は確認されていないということでございます。

○新垣清涼委員 宜野湾市伊佐のほうで調査されているということなんですけれども、5日、7日、9日の3日間ですよ。わき水についてですけれども、何か所のポイントでされたのかですね。一番近いのが宜野湾市新城のアラグスクガーというのが基地のフェンスの近くにあるんですが、そこはされたのかですね。それから、宜野湾市喜友納のほうもわき水を持って行って、今、簡易水道で使っています。そちらはされたのかですね。

○友利弘一環境企画統括監 わき水につきましては、基地外に定期的に調査しているところがあるんですけれども、今回は森川公園内の井戸、南側になるんでしょうか、それからヒヤカーガーというところ、それからフンシンガー、伊佐ウフガー、チュンナガーという5カ所のわき水の検査はいたしております。

○新垣清涼委員 揮発性であるベンゼンなどについては確認できなかったということなんですけれども、そのほかの物質について、今回流出事故があった、これはジェット燃料が人体や環境に及ぼす物質というのは、調査結果から出ていないんでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 ベンゼンのみではなくて、燃料に含まれる可能性がある揮発性有機化合物が幾つかありますので、それを検査したところ異常はありませんでしたということでございます。

○新垣清涼委員 そういう物質については異常がなかったということですが、これは燃料ですから、火がつく可能性というのがあるわけですよ。

○友利弘一環境企画統括監 基地外の排水路につきましてもサンプリングしておりますし、感応検査もしましたところ油臭もなかったということですし、ましてや水からもそういう物質の検出はありませんでしたということでしたので、特に引火性云々の可能性はないのではないかと思います。

○新垣清涼委員 今回はそういう影響はなかったということなんですけど、ジェ

ット燃料ですから、そういう現場であるにしても引火性があるわけですよ。ですから、普天間飛行場の周辺は御存じのとおり、民家ばかりというかそういう住宅地がぎっしり詰まっているわけです。そういう意味ではこういう事故は、発表によると今回が初めてということなんですけれども、しかし、ある調査によると、過去において数十回もそういう事故が発生しているんじゃないかというデータもあるわけですよ。だからそういう意味ではこういった事故は、そんな簡単にそうですかということで認めるわけにはいかないと思うんですよ。そういう意味で、燃料漏れを起こした防止策として県としてはどのように求めておられますか。

○上原昭知事公室長 燃料の管理について万全を期すよう申し入れをしているわけですが、今回基地内の立ち入り自体は一応認められたと。もちろんすぐにはないんですが、認められたんですが、土壌のサンプリングそのものは認められていないと。そういう意味では米軍はもっと県にきちんと協力するべきだと思いますし、その辺も含めて安全管理の徹底、再発防止を期するよう強く申し入れていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 今回はそういった実害といいますか、市民に対する実害はなかったわけなんですけれども、だからといって認めるわけにはいきませんので。やはり安全管理ですね、しっかりとやっていただきたいし、そしてまた事故が起こった場合もちゃんと通報できる体制、そして一番は中に入って調査をさせてもらったけれども、実際には写真も撮れなかった、サンプルもとれなかったというのは見るだけですという話になってしまったものですから、やはりそこはしっかりと効力のある調査ができるように強く求めていただきたいと思います。以上です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 沖縄県生活環境保全条例で米軍基地の中も沖縄県として環境問題がある場合に、立ち入りその他を申し入れることができるというような形での、今後のこういう事例の場合に、新しい条例との関係で皆さんの対応について御説明をお願いします。

○友利弘一環境企画統括監 沖縄県生活環境保全条例の第3条の県の責務の中

に、委員がおっしゃった基地に関する事項が盛り込まれているんですけども、この条例の施行が今年10月1日施行ということになっておりまして、施行に当たりましては、もろもろの基地問題につきまして、関係機関とあるいは市町村との連携を図りながら取り組んでいくことが必要だろうと考えております。

○前田政明委員 ぜひ、この第3条を含めて、県の対応の義務化といいますか、そこを命ぜられていますので、ぜひ、そこを活用しながらこういう問題も参考にして対応していただきたい。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、普天間飛行場燃料流出事故についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情13件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情第42号及び陳情第46号に関して委員長から議員提出議案として名護市辺野古沿岸域の新基地建設につながるグアム移設協定に関する意見書を提出するかどうかの発言があり、協議した結果、意見の一致を見なかった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

先ほど採択した陳情第3号、陳情第21号、陳情第30号及び陳情第31号は、国等へ意見書等を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として意見書等を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出

方法等について協議した結果、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。）

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての金武町伊芸区流弾事故の真相究明に関する意見書及び同抗議決議の提出及び文案等については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

先ほど、審査した普天間飛行場燃料流出事故については、議員提出議案として意見書等を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するか及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての普天間飛行場燃料流出事故に関する意見書及び同抗議決議の提出及び文案等については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷 喜代子